

d 払い（バーコード決済）加盟店規約

第 1 章 総則

（規約の適用）

第 1 条 株式会社 N T T ドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供する d 払いは、本規約に従って提供されます。

（用語の定義）

第 2 条 本規約で使用する用語の解釈については、次の定義に従うこととします。

(1) 「d 払い（バーコード決済）」

利用者が、ドコモの提供する専用アプリをインストールした端末で、バーコードを利用し、加盟店と利用者との間の取引の代金の支払いを、次の支払い方法から選択して行う決済サービスをいいます。本契約においては、以下単に「d 払い」と表記します。

- ①ドコモに支払うべき電話料金に合算して支払う方法
- ②ドコモが発行するクレジットカード（d カード）により支払う方法
- ③②以外のクレジットカードにより支払う方法
- ④ドコモが発行する d ポイントの充当により支払う方法
- ⑤ドコモが提供するドコモ口座残高の充当により支払う方法

(2) 「支払方法」

d 払いの利用に際し、利用者が選択する、ドコモに対する請求代金に相当する額の支払い方法をいい、その支払い方法はサービスガイドラインで定めるとおりとします。

(3) 「加盟店契約」

本規約に基づき加盟申込企業とドコモとの間で締結される d 払いの提供条件等を定める契約をいいます。

(4) 「加盟店」

本規約の定めに基づき、d 払いの利用を申し込み、ドコモとの間の加盟店契約が成立した対象企業をいいます。

(5) 「利用者」

加盟店から購入した商品等の代金又は対価の支払のために d 払いを利用する者をいいます。

(6) 「商品等」

加盟店が d 払いを利用して販売又は提供する商品及び役務をいいます。

(7) 「請求代金」

加盟店が利用者との間で締結した商品等の売買契約又は提供契約等（以下総称して、「売買契約等」といいます。）に基づき利用者に対して請求権を有する代金又は対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。）をいいます。

(8) 「売上情報」

加盟店がドコモに対して送信する商品等の売上日、請求代金等に関する情報をいいます。

(9) 「売上情報配信装置」

加盟店からドコモに対して加盟店の売上情報を送信するために設置する加盟店の電子計算機

及び電気通信設備をいいます。

(10) 「サービスセンタ」

ドコモが加盟店に対してd払いを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。

(11) 「サービスガイドライン」

d払いの提供条件等についての詳細を示したものをいい、本規約の一部を成すものとしてドコモが別に定めるものとします。

(12) 「ドコモ口座」

ドコモが別に定める「ドコモ口座利用規約」に定めるサービスをいいます。

(13) 「クレジットカード」

クレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号を含みます。）のうち、ドコモが指定するものをいいます。

(14) 「クレジットカード支払い」

ドコモが別に定める手続に従って利用者が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。

(15) 「クレジットカード支払い加盟店契約」

クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社とドコモとの間の契約をいいます。

(16) 「提携クレジットカード会社」

自己が加盟又は提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号及び次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指すものとし、以下本号において同じとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモとの間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。

(17) 「提携会社」

提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織並びにドコモがクレジットカード支払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社又は提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織との間で、当該クレジットカード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。

(18) 「d ポイント」

ドコモが別に定める「d ポイントクラブ会員規約」（以下、「d ポイントクラブ会員規約」といいます。）に定めるdポイントをいいます。

(19) 「d ポイント付与（請求代金額連動）」

ドコモが別途通知する「d払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される立替払手数料を加盟店が支払うことを条件として、ドコモが、本請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である利用者に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、

サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが加盟店に対して提供するものをいいます。

(20) 「dポイント付与（キャンペーン）」

ドコモと加盟店との間で別途締結する、dポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「dポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「dポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を加盟店が支払うことを条件として、ドコモが、加盟店の指定に基づいて、dポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である利用者に対して、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが加盟店に対して提供するものをいいます。

（規約の変更）

第3条 ドコモは、本規約の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の本規約の内容をドコモが適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の本規約が適用されるものとします。

2. 本規約の軽微な変更及び軽微でない変更であっても加盟店にとって全体として不利益とならない変更の場合、ドコモは、前項の定めによらずいつでも本規約の変更を行うことができるものとします。

第2章 加盟店契約

（加盟店契約）

第4条 加盟店契約を申込み場合は、本規約にご承諾いただいた上で、ドコモ所定の申込書をドコモに提出することにより申し込むものとし、ドコモが当該申込みを承諾した時点をもって、加盟店契約が成立するものとします。

2. 加盟店契約は、加盟希望者による前項の申込みに基づき、ドコモが審査を行ったうえで当該申込みを承諾した時点をもって、ドコモと加盟希望者との間に成立するものとします。
3. ドコモは、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本規約に定める接続条件その他利用条件を満たしていないとき
 - (2) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3) ドコモが技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき
 - (4) その他ドコモ又は提携クレジットカード会社が不適当と判断したとき

（変更の届出）

第5条 加盟店は、加盟店の氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、速やかにドコモに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないときは、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモが届出を受けている氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2. 前項の届出があったときは、ドコモに対し、届出に係る変更の事実を証明する書類を提出してい

ただくことがあります。

(電子メールによる通知)

第6条 ドコモは、本規約で別に定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知を、加盟店が予めドコモに届出たメールアドレス宛に電子メール（以下、「通知メール」といいます。）により通知するものとします。

2. 前項に基づき通知された通知メールは、ドコモの送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。
3. ドコモから通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちにドコモに連絡するものとします。

(提供条件)

第7条 d払いを提供することが可能な地域及びd払いの提供条件等についてはサービスガイドラインに定めるところによります。なお、加盟店は、d払いの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守するものとします。

2. 加盟店は、本契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又は受けるおそれのある行為をしないものとします。また、ドコモ又は提携会社が関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。
3. ドコモが本契約に定める規定に違反している又はd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、加盟店は、その指示に従い、直ちに適切な措置を取るものとします。
4. ドコモが、本契約に定める規定の遵守を確認するために又はd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、調査への協力、報告又はデータ・文書等の提出を求めた場合には、加盟店は、速やかにこれに応じるものとします。
5. 加盟店は、自己の責任と費用において、d払いを利用するために売上情報配信装置を含む必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行うものとし、売上情報配信装置をサービスガイドラインその他ドコモの定める条件（以下、「接続条件」といいます。）に基づきサービスセンタに接続するものとします。
6. 加盟店は、前項に基づくサービスセンタへの接続について、第三者に業務委託する場合又は第三者のサービス等を利用して行う場合、当該第三者に関する情報をドコモへ届け出るものとします。
7. ドコモは、加盟店に対し30日の予告期間において、ドコモが適当と判断する方法で通知又は周知のうえ接続条件を変更することができ、加盟店はこれに従うものとします。

(動作確認)

第8条 加盟店は、ドコモが別に定める日までに加盟店の売上情報配信装置が接続条件を満たしていることについてのドコモの確認（以下、「接続確認」といいます。）を受けなければならないものとします。

2. ドコモは、加盟店の売上情報配信装置が接続条件を満たさないと判断した場合には、加盟店に対してd払いを提供しないことができるものとします。

3. 接続確認を実施するにあたり生じる費用は、ドコモ及び加盟店の双方が自らに生じた費用を負担するものとします。

(クレジットカード支払い)

第9条 加盟店は、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約については、ドコモがその契約当事者となることを確認します。

2. 加盟店は、ドコモが、クレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、加盟店がドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 加盟店は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(契約上の地位の承継)

第11条 加盟店の合併又は会社分割等法定の原因に基づき加盟店の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、ドコモに対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届け出るものとします。

(加盟店契約の解約)

第12条 加盟店は、ドコモに対して加盟店契約の解約を希望する日の30日前までにドコモ所定の解約申込書をドコモに提出することにより加盟店契約を解約できるものとします。

2. ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の30日前までにドコモ所定の解約通知書を加盟店に対して送付することにより加盟店契約を解約できるものとします。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、加盟店は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。
4. 加盟店は、ドコモが本規約（反社会的勢力の排除）の定めに従った場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(ドコモが行う加盟店契約の解除)

第13条 ドコモは、加盟店が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は本規約（d 払いの停止）第1項各号のいずれかに該当したことによりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めて加盟店に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. ドコモは、加盟店が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困

難であるとき

- (2) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後加盟店において違反を是正してもd払いを継続提供することが困難であるとドコモが判断したとき
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき
 - (5) ドコモへの届出内容が事実と反していることが判明したとき
 - (6) 社会通念上不適当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモが判断したとき
 - (7) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき
 - (9) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき
 - (10) ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (11) その他d払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第1項又は前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、加盟店は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第3章 d払いの提供中止及び提供停止等

(提供中止)

- 第14条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合にはd払いの全部又は一部の提供を中止することがあります。
- (1) サービスセンタの保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) サービスセンタの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 電気通信サービスの停止により、d払いの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 提携クレジットカード会社等の指示があった場合
 - (5) その他ドコモがd払いの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づきd払いの提供を中止されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(d払いの停止)

- 第15条 ドコモは、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合はd払いの全部又は一部の提供を停止することがあります。
- (1) 本規約に定める接続条件を満たさないとき
 - (2) 本規約の規定に違反したとき

- (3) 本規約（ドコモが行う加盟店契約の解除）第2項各号のいずれかに該当したとき
 - (4) 各加盟店につき、6ヶ月以上継続してd払いの利用の事実がないとき
 - (5) 本規約（取扱商品等）第5項に定める商品等の確認の結果、商品等についてドコモが不適当と判断したとき
 - (6) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、加盟店に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ること又は本規約（ドコモが行う加盟店契約の解除）の定めに基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。
3. ドコモは、第1項に基づきd払いの提供を停止されたことにより加盟店、利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（サービスの廃止）

- 第16条 ドコモは、都合により、d払いの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、d払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
2. ドコモは、前項に基づきd払いを廃止されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定により、d払いの全部又は一部を廃止するときは、加盟店に対し廃止する60日前までに書面によりその旨を通知します。

第4章 d払いの提供

（取扱商品等）

- 第17条 加盟店は、d払いを利用して商品等を販売又は提供するときは、その種別について、ドコモに対してd払いの利用を開始する45日前までに、ドコモが別に定める書面にて届出を行うものとします。
2. 加盟店は、前項に基づきドコモに届け出た種別を加盟店が変更する場合は、ドコモに対し変更の45日前までにその内容をドコモが別に定める書面にて届出を行うものとします。
3. 加盟店は、サービスガイドラインに定める取扱禁止商材を取扱わないこととします。
4. 加盟店は、d払いを利用して旅行商品、酒類など販売又は提供にあたって官公庁の許認可等を得るべき商品等（以下、「許認可商品」といいます。）を販売又は提供する場合は、取扱いを開始する45日前までにドコモに許認可等の取得を証明する関連書類を提出するものとします。なお、加盟店が前記の許認可等の取消処分等を受け、許認可商品を取り扱うことができなくなった場合、加盟店はただちにドコモへ書面により通知し、d払いを利用して当該商品等を販売又は提供しないものとします。
5. ドコモは、加盟店がd払いの利用を開始した後も随時加盟店の商品等の確認を行うことができる

ものとし、ドコモが不適当と判断したときは、いつでもd払いの提供を停止することができるものとします。ただし、ドコモは、商品等について、事前・事後を問わず、積極的にその内容等の審査を行うことを保証するものではなく、d払いの提供停止その他の措置に関し、ドコモは何らの義務や責任も負担するものではありません。

6. 加盟店は、ドコモが売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。
7. 加盟店は、ドコモが商品等を不適当と判断した場合は、ドコモの指示に従い、当該商品等の取り扱いを中止する等必要な措置を講じなければならないものとします。

(商品等の保証)

第18条 加盟店は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。

2. ドコモは、商品等について一切の責任を負わないこととします。
3. 加盟店は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと利用者その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
4. 前項にかかわらずドコモは自ら利用者その他の第三者との紛争を解決することができるものとし、第5項の規定により、加盟店にその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
5. ドコモが利用者その他の第三者との紛争により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

(事前承認の義務)

第19条 加盟店は、利用者から加盟店に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。万が一、ドコモの承認を得ないで利用者にd払いを利用させた場合、加盟店は、d払いを利用した売買契約等にかかる全ての請求代金についての一切の責任を負うものとします。

2. 前項のドコモの承認は、当該d払いの利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。

(利用者との売買契約等の締結)

第20条 売買契約等の締結は、加盟店と利用者との間で行うものとして、ドコモは一切関与しないものとします。

2. 加盟店は、加盟店の責任において、利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有することを確認して利用者と売買契約等を締結するものとします。
3. 加盟店は、利用者と締結する商品等に関する売買契約等を以下の条件を満たす内容にするものとします。
 - (1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること
 - (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと
 - (3) 公序良俗に反しないこと

4. 加盟店は、利用者が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことがあることを承諾するものとします。

- (1) 利用規約等に定めるd払いの利用条件を満たしていること
- (2) サービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと
- (3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること

(広告方法、内容等)

第21条 加盟店は、商品等の販売又は提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。

- (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
- (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
- (3) 加盟店が販売又は提供する商品等について、利用者にあたかもドコモが販売、提供又は保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。
- (4) 公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。
- (5) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体及び異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。
- (6) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
- (7) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
- (8) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
- (9) 利用者に商品等の購入・利用の意思がないままd払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。

2. 加盟店は、商品等の販売又は提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないものとします。また、加盟店は、その手段の如何を問わず、利用者に対し、現金等を得る目的でd払いを利用することを勧奨し、又は第三者をして勧奨させてはならないものとします。

(サービス名称等の利用)

第22条 加盟店はd払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d払い サービス表記ガイドライン」に従うものとします。

(苦情対応等)

第23条 加盟店は、d払いの利用及び商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、

自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。この場合、加盟店は、紛争等の対処方法及び解決方法の決定において、ドコモの依頼があるときは事前にドコモと協議のうえ対応にあたるものとし、その進捗状況をドコモに連絡するものとします。なお、d 払いのサービス内容等、ドコモが決定する事項に関する紛議等についてはドコモが対応するものとします（本条において以下同様とします）。

2. ドコモが利用者等から加盟店の d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、加盟店は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. 加盟店は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、消費者保護の観点等から、可能な限り顧客の利益が最大（不利益が最小）となる解決をはかるよう努めるものとします。
4. 加盟店は、d 払いの利用及び商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
5. 加盟店は、ドコモが利用者等から加盟店の d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

（差別的扱いの禁止）

第 2 4 条 加盟店は、d 払いを利用して商品等の購入又は提供の申し込みを行った利用者に対し、現金払いや他の決済手段の利用を要求すること、現金払いやその他の決済手段により請求代金の支払いをする者と異なる金額を設定すること若しくは d 払い利用の対価を請求することなど利用者に不利となる差別的扱いをしてはならないものとします。

（取引データの保持）

第 2 5 条 加盟店は、d 払いを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。

（売上情報の送信）

- 第 2 6 条 加盟店は、サービスガイドラインに定める方法に従い売上情報をドコモに送信するものとします。
2. 前項に基づき加盟店が送信した売上情報は、サービスセンタ内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
 3. 加盟店は、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちにサービスガイドラインに定める方法に従い修正又は取消の通知（以下、「売上情報取消・修正通知」といいます。）をするものとします。売上情報取消・修正通知は、サービスセンタ内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
 4. 送信された売上情報が、データ化け等により読み出し不能な場合は、ドコモは、加盟店に対して速やかに通知するものとし、当該通知がなされた場合、ドコモと加盟店との間で別途協議の上、必要な措置を講じるものとします。

(請求代金の立替払等)

第27条 ドコモは、請求代金を加盟店に対して立替払により支払うものとします（ドコモが加盟店に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下、「立替金」といいます）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、加盟店は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモはこれを券面額で譲り受けるものとします（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、「立替金等」といいます）。

2. 加盟店は、ドコモに対して、売上情報を送付するものとします。なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払又は債権譲受け（以下、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとします。
3. 第1項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
4. 加盟店は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替払請求権及びドコモに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 加盟店は、本規約に別段の定めがある場合その他ドコモが別途認める場合を除き、請求代金を利用者に対して請求し、又は受領してはならないほか、ドコモが立替払等により取得した債権を回収するために必要な一切の手続きにドコモの指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限をドコモに対して授与するものとします。

(返品等)

第28条 加盟店は、売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等が返品された日を基準日として取引の取消しを受け付け、ドコモ所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、「取消情報」といいます。）をサービスガイドラインに定める送付期限（以下、「加盟店処理実施期限」といいます。）までにドコモに対して送付するものとし、当該請求代金は立替払等の対象外とします。

2. 加盟店は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちにドコモが指定する方法により返還するものとします。ただし、この場合においてドコモは、翌月以降の加盟店に対する立替金等から当該取消にかかる立替金等を差し引くことができるものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。

(商品の所有権)

第29条 d 払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから加盟店に支払われたときにドコモに移転するものとします。ただし、本規約（返品等）の定めに従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、前条に基づき加盟店が当該立替金等をドコモに返還したときに、加盟店に戻るものとします。

2. 商品の所有権が加盟店に属する場合でも、ドコモが必要と認めたときは、商品を回収することができます。

(請求代金の立替払の解除等)

第30条 ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替払等の対象外とすることができるものとします。

- (1) 売上情報が正当なものでないとき
- (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
- (3) ドコモの承認を得ずd払いを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき
- (4) 利用者より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき
- (5) 利用者より加盟店に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき
- (6) 加盟店が利用者との間の売買契約等に違反したとき
- (7) 利用者との紛議が解決されないとき
- (8) 請求代金に係る債権又はドコモに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
- (9) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
- (10) その他本規約に違反してd払いが利用されたとき

2. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。調査開始日から30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとします。この場合、加盟店は、ドコモの調査に協力するものとします。

3. 第1項各号及び前項のいずれかに該当した場合、ドコモは加盟店に対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、加盟店は、本規約（返品等）第2項の定めに従い、ドコモに対して、当該立替金等を返還するものとします。

（差押えの場合）

第31条 加盟店がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、加盟店に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

（料率及び支払い）

第32条 加盟店は、ドコモに対して手数料を支払うものとします。加盟店がドコモに払う手数料の金額は、サービスガイドラインに定める期間中に立替払等の対象として確定した支払方法毎の請求代金の合計額（当該期間より前に立替払等の対象として確定した支払方法毎の請求代金で、当該期間中に立替払等の対象外となった請求代金があるときは、当該対象外となった請求代金の合計額を減じて得た額とし、第2項において同じとします。）に、ドコモが別に定める料率を乗じた金額の合計額とします。

2. ドコモの加盟店に対する立替金等の支払いは、前項の手数料と相殺して行うものとし、サービスガイドラインに定める期間中に立替払等の対象として確定した全ての支払方法毎の請求代金の金額から、これに対応する手数料を差し引いて得た額（以下「対象金額」といいます。）の合計額をサービスガイドラインに定める支払日に、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。なお、ドコモの加盟店に対する立替金等の支払債務については、前記加盟店指定の金融機関口座への振り込みをもって

履行が完了するものとします。

3. ドコモは、手数料にかかる料率の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の手数料の料率をドコモが適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の料率が適用されるものとします。

(相殺)

- 第33条 ドコモは、加盟店に支払義務を負う立替金等とドコモが加盟店に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。

(端数処理)

- 第34条 ドコモは、対象金額その他の計算（支払方法毎の手数料の計算を含みます）において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第5章 dポイント付与

(dポイント付与)

- 第35条 dポイント（請求代金額連動）の付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更され又は売買契約等が取消された場合におけるdポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、サービスガイドラインに従うものとします。

2. 加盟店は、ドコモとの間で別途dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、「dポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である利用者に対して、dポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与されるdポイントを以下、「dポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合におけるdポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと加盟店との間の負担割合及び精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更され又は売買契約等が取消された場合におけるdポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、dポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとします。
3. 加盟店は、ドコモがdポイントクラブ会員である利用者に対して付与するdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、加盟店が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによるdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（加盟店の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（加盟店がd払いを利用して販売又は提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます）。
4. 加盟店は、商品等以外について実施する一般懸賞施策又は総付景品施策等の景品類としてdポイ

ントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該 d ポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。

5. 加盟店は、前四項に基づく d ポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、d ポイントクラブ会員規約に基づき、d ポイントクラブ会員である利用者に対して d ポイントを付与する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

(d ポイント付与の取消等)

第 36 条 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、加盟店への事前の通知なく利用者に対して d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）を付与せず、又は付与した d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。

- (1) 利用者がドコモが別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (2) 利用者による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれる又は含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (3) 商品等が d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品又は役務であるとドコモが判断した場合
 - (4) 加盟店が本規約等の定めに違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (5) 加盟店が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません）
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、加盟店と利用者との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）をサービスガイドライン及び d ポイント付与（キャンペーン）覚書に従い取り消すことができるものとします。

第 6 章 雑則

(加盟店契約終了時等の措置)

第 37 条 ドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について加盟店に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを加盟店に通知した場合は、この限りではありません。

2. ドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされる場合、加盟店は、自己の費用と責任により利用者に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。
3. ドコモと加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、本規約（権

利義務の譲渡禁止）（取扱商品等）第6項、（商品等の保証）第3項乃至第5項（利用者との売買契約等の締結）（特定情報、信用状態、同一性等の無保証）（苦情対応等）（取引データの保持）（請求代金の立替払の解除）（相殺）（加盟店契約終了時等の措置）（損害賠償）（免責）（秘密保持）（秘密情報の保管及び複製等の禁止）（ID等の管理等）（特約）（準拠法）（合意管轄）の各規定は効力を有するものとします。

（損害賠償）

第38条 加盟店は、本規約の違反、その他d払いの利用に関連してドコモ又は第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ又は第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織の規則等により直接又は間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。

（免責）

第39条 ドコモは、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d払いに関して加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

2. ドコモは、d払いの内容の変更、d払いの全部若しくは一部の廃止、又は加盟店契約の解除等に伴い、加盟店が設置した売上情報配信装置その他について変更の必要が生じ、又は使用できなくなったために加盟店に生じる費用負担又は損害について一切の責任を負わないものとします。

（秘密保持）

第40条 加盟店は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、加盟店契約に関して、又はd払いを通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）をd払いの利用その他加盟店契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 加盟店は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課するとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

（秘密情報の保管及び複製等の禁止）

第41条 加盟店は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものを含みます。）及びそれらの複製物（以下、「秘密書類」といいます。）を他の資料や物品と明確に区別し、

善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. 加盟店は、事前にドコモの書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
3. 加盟店は、加盟店契約が終了し、又は解除されたときは、すみやかにドコモの指示に従い、すべての秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

(加盟店名簿への記載)

第42条 加盟店は、ドコモ及びその代理店が作成し公開する「d 払いの加盟店名簿等」に加盟店の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品、役務などを掲載することを承諾するものとします。

(加盟店情報の取得・保有・利用)

第43条 加盟店（代表者個人を含み、以下本条及び次条において同じとします。ただし、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除きます。）は、加盟審査、審査後の加盟店管理及びクレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済の継続可否に係る審査、又はクレジットカード支払いに関するドコモ及び／又は提携会社の業務のために、加盟店に係る次の各号に定める情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます。）をドコモ及び提携会社がそれぞれ取得し、ドコモ及び提携会社がそれぞれ適当と認める保護措置を講じたうえで両方で相互に提供し、ドコモ及び提携会社がこれを保有・利用することに同意するものとします。

- (1) 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の情報（氏名、性別、住所、生年月日）等、加盟店が届出た情報
- (2) d 払い利用申込日、加盟店契約成立日、加盟店契約終了日及び加盟店による商品等の販売又は提供における d 払いの利用に関する情報（ただし、利用者が請求代金に相当する金額の支払い方法としてクレジットカード支払いを選択したものに限りします。）
- (3) 提携クレジットカード会社が取得した加盟店のクレジットカード利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
- (4) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (5) ドコモ及び提携クレジットカード会社が加盟店又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した加盟店に係る登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (6) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- (7) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報及び当該内容についてドコモ及び提携クレジットカード会社が独自に調査して得た情報
- (8) 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始その他の倒産手続き開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報

(加盟店契約終了後の加盟店情報等の利用)

第44条 加盟店は、ドコモ及び提携会社が、d 払い加盟店契約終了後も自己の業務上必要な範囲で、法令等及びドコモ及び提携会社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

(ID 等の管理等)

第45条 加盟店は、ドコモから加盟店に対して交付する d 払いに関する ID 及びパスワード（以下総称して、「ID 等」といいます。）を、自己の費用と責任において厳重に管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

2. ID 等の管理不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等に起因して、加盟店又は利用者その他の第三者が被った一切の損害の責任は加盟店が負うものとし、ドコモは一切責任を負わないものとします。
3. 加盟店は、ID 等を第三者に知られた場合、又は第三者によって不正に使用されている疑いのある場合には、ただちにドコモにその旨を連絡するとともに、ドコモの指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. 加盟店は ID 等のうちパスワードを定期的に変更するものとします。なお、当該変更を怠ったことに起因して、加盟店又は利用者その他の第三者に損害が発生したとしても、その損害の責任は加盟店が負うものとし、ドコモは一切責任を負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第46条 ドコモは加盟店に対して、加盟店はドコモに対して、それぞれ次の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自らの役員又は従業員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下総称して、「反社会的勢力」といいます。）の構成員（暴力団準構成員など実質的に関与している者等を含みます）がいないこと
 - (2) 自らの役員又は従業員に暴力団の構成員でなくなった時から5年が経過しない者がいないこと
 - (3) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自らの取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等を含みます。）が存在しないこと（ただし、ドコモにおける電気通信サービス（携帯端末の機能を利用して提供される各種サービス、及び割賦販売・信用購入あっせん等を含みます。）に係る取引及び加盟店における d 払いに係る取引はこの限りではないものとします。）
 - (5) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、自らが反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと
 - (6) 自らの役員又は従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. ドコモは加盟店に対して、加盟店はドコモに対して、それぞれ自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 脅迫的な言動又は暴力行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. ドコモ及び加盟店は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、加盟店契約を解除することができるものとします。

4. ドコモ及び加盟店は、前項に基づき、加盟店契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとします。

(特約)

第47条 ドコモは、加盟店と協議のうえd払いの内容、立替金等の支払方法等について特約を締結することができます。この場合、加盟店は、本規約とともに特約を遵守するものとします。ただし、特約と本規約が競合する場合は、特約の内容を優先するものとします。

2. 前項に定める特約は、書面にて加盟店及びドコモとの間で契約を締結した場合に限り効力を生じます。

(準拠法)

第48条 本規約に基づく契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第49条 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議事項)

第50条 本契約に定める事項の解釈について疑義を生じたときは、当事者が協議のうえ解決するものとします。

[2025 年 5 月 1 日制定]

d払い(バーコード決済) サービスガイドライン



第3.41版 2022年3月18日

株式会社NTTドコモ

はじめに

本書は、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供する、d払い(バーコード決済)(以下「本サービス」といいます)のサービス概要について説明しています。

本サービスの利用を申込み、ドコモの承諾を受けた法人(加盟店)は、本サービスを利用するにあたり『d払い(バーコード決済)加盟店規約』に加えて、本書の内容に同意いただく必要があります。

本書に記載のない内容については、以下の関連ドキュメントに記載しています。

ドキュメント名	備考
d払い(バーコード決済) サービスガイドライン	本書
d払い(バーコード決済) インタフェース仕様書 利用者提示型	
d払い(バーコード決済) インタフェース仕様書 加盟店提示型	
d払い(バーコード決済) ファイルレイアウト仕様書	
d払い(バーコード決済) BPサイト操作マニュアル	
d払い(バーコード決済) 接続試験手順書	
d払い(バーコード決済/ミニアプリ) 加盟店管理者サイト操作マニュアル	

商標について

本書に記載されているドコモの商品またはサービスの名称等は、ドコモの商標または登録商標です。

その他、本書に記載された会社名、製品名などは該当する各社の商標または登録商標です。

目次

1. 用語定義	5
1.1 本書における用語定義	5
2. サービス概要	6
2.1 概要	6
3. サービス利用内容(利用者)	9
3.1 サービス利用内容	9
3.2 利用者による操作イメージ	10
3.3 サービス利用条件	14
3.4 ご利用時の認証	18
3.5 決済時のメール送信	19
3.6 ご利用明細	21
3.7 利用者に表示される加盟店設定の値	27
4. サービス提供内容(加盟店)	29
4.1 提供内容	29
4.2 IPID とサイト ID	29
4.3 企業コードと店舗コード	30
4.4 加盟店管理者サイトと BP サイト	30
4.5 決済処理と加盟店処理	30
5. 決済処理	31
5.1 処理概要	31
5.2 利用者提示型	32
5.3 加盟店提示型	35
5.4 処理結果	38
6. 加盟店処理	39
6.1 処理概要	39
6.2 加盟店処理実施期限	42
6.3 処理結果	44
7. 精算	45
7.1 手数料	45
7.2 精算額通知書	46
7.3 精算対象	47
7.4 精算スケジュール	47
8. d ポイントの充当と付与	52
8.1 d ポイント充当	52
8.2 d ポイント付与	52

8.3 加盟店処理による返還タイミング	53
9. クーポン充当	54
9.1 クーポン種類	54
9.2 クーポン適用対象	54
9.3 クーポン充当による決済	55
9.4 クーポン充当の取消	55
9.5 クーポン充当の減額補正	56
10. 保守運用体制	60
10.1 申込から利用開始までの手続き	60
10.2 加盟店からのお問い合わせ	61
10.3 利用者からのお問い合わせ	61
10.4 サービス運用に関する連絡	62
10.5 障害発生時の対応	62
10.6 加盟店システムの変更	62
10.7 システムに関するお問い合わせ先	62
11. d払い(バーコード決済)加盟店基準	63
11.1 加盟店基準	63
改版履歴	67

1. 用語定義

本書では、特に断りがない限り、以下の規則に基づいて記述します。

1.1 本書における用語定義

本書における用語定義を「表 1.1-1 用語定義」に示します。

表 1.1-1 用語定義

用語	定義
加盟店	ドコモと本サービスに関する契約を締結した法人。
利用者	加盟店から購入した商品・役務などの代金または対価のお支払いのために、本サービスを利用する者。
サービス中継事業者	本サービスとのインタフェースを持ち、加盟店にインフラや、決済処理などを提供する事業者。
d払いアプリ	本サービスを利用するために、利用者がスマートフォンなどにダウンロードするアプリ。
ワンタイムトークン	本サービスを利用する際に、認証用としてドコモから発行する1度だけ有効なトークン。 d払いアプリで表示するためのワンタイムトークンを「課金トークン」、加盟店が表示するためのワンタイムトークンを「レジトークン」という。
レシートメール	利用者が本サービスで決済を行うと、ドコモから利用者へ送信する購入詳細を記載したメール。
メッセージR	お知らせなどのメッセージを、携帯端末へ配信するサービス。利用者のメールアプリなどにより、メッセージRフォルダ、または通常のメールとして受信。
dアカウント	ドコモが利用者に提供する本人確認のためのアカウント。
2段階認証	dアカウントの認証に追加して、利用者本人の端末にSMSで送信されるセキュリティコードやアプリ操作による認証を行い、より安全にログインするための仕組み。利用者による利用設定、またはドコモの判断による設定で適用される場合がある。
dポイント	ドコモが提供するポイントサービスにおける共通ポイント。
dポイントクラブ	ドコモが提供するポイントサービスにおける共通ポイントプログラム。
dカード	ドコモのクレジットサービス。
IPID	ドコモが加盟店に提供する、企業を一意に識別するためのID。立替金等の支払い単位。
サイトID	ドコモが加盟店に提供する、加盟店サイト(屋号)を一意に識別するためのID。決済を管理するために必要。
企業コード	ドコモが払い出す企業を特定するコード。店舗コードと組み合わせることで、インタフェースにおいてサイトIDの代わりに決済を管理できる。
店舗コード	加盟店が払い出す店舗を特定するコード。企業コードと組み合わせることで、インタフェースにおいてサイトIDの代わりに決済を管理できる。
BPサイト	ドコモが加盟店へ提供するWebサイト。精算額通知書のダウンロード、売上管理(決済状態の確認)、ファイルダウンロード、加盟店サイトへのリンク先などの登録が可能。
加盟店管理者サイト	ドコモが加盟店へ提供するWebサイト。ドコモからのお知らせの閲覧や、各種ドキュメントのダウンロード、問い合わせ、精算額通知書のダウンロード、売上管理(決済状態の確認)、ファイルダウンロード、加盟店サイトへのリンク先などの登録が可能。
精算額通知書	ドコモが加盟店に支払う立替金等を明記して「精算額通知書」で通知する。
店舗マスタ	事前に加盟店より申請された店舗情報(店舗コード)に基づき、ドコモが保持するマスタ。
決済処理	加盟店が提供する商品・役務などの代金を利用者が支払うため、利用者(スマートフォンなど)・加盟店・ドコモの三者間にて、本サービスのインタフェースを介して決済を行う処理。 決済処理は、「利用者提示型」と「加盟店提示型」の2種類ある。
d払い残高	ドコモが提供するd払い残高からお支払いを行うことができるサービスの名称。(お支払いを行う場合「d払い残高からのお支払い」となる。) 「ドコモ口座」は「d払い残高」に名称を変更。
クーポン	ドコモが加盟店に個別にご案内する申込書または覚書などで定めた割引内容などに応じ、加盟店が利用者に対し配布する割引サービスおよび、ドコモが利用者に対し配布する割引サービスの名称(利用者がd払いアプリでクーポンを事前に設定することで「クーポン充当」として、請求代金の一部または全額に充当し、請求代金から除外される)。

2. サービス概要

本章では、本サービスの概要について説明します。

2.1 概要

本サービスは、加盟店^{*1}により街のお店(以下「店舗」といいます)などで利用者^{*2}に提供される商品・役務などの請求代金^{*3}を、ドコモが加盟店へ立替払い(クレジットカードによるお支払いの場合、債権の譲り受け)を行うサービスです。本サービスの利用を承諾した利用者が、店舗にてd払いアプリで決済を行います。

^{*1} 加盟店: 本サービスの利用を申し込み、ドコモとの間の加盟店契約が成立した対象企業

^{*2} 利用者: 加盟店から購入した商品等の代金又は対価の支払のためにd払いを利用する者

^{*3} 請求代金: 加盟店が利用者との間で締結した商品等の売買契約又は提供契約等に基づき利用者に対して請求権有する代金又は対価

加盟店は以下の提供方法で本サービスをご利用になれます。

- 利用者提示型

利用者がd払いアプリで表示するバーコード、またはQRコードを、加盟店が店舗などで読み取り、ドコモに決済を要求する

- 加盟店提示型

加盟店がドコモに要求したワンタイムトークンを基に表示するQRコードを、利用者がd払いアプリで読み取り、d払いアプリで決済を行う

dアカウントをお持ちの利用者でスマートフォンなどにd払いアプリの初期登録がお済みであれば、どなたでもご利用可能です。利用者は「電話料金合算払い」「クレジットカード」「d払い残高からのお支払い」によるお支払いが可能です。また、「dポイント」「クーポン」での充当方法によるお支払いも可能です。なお、dポイント充当はクーポン充当と同時に利用することが可能で、同時利用した場合はクーポン充当から優先的に利用します。本サービスでご利用可能なお支払い方法を「表 2.1-1 お支払い方法」に示します。

表 2.1-1 お支払い方法

分類	お支払い方法	説明
基本となるお支払い方法	電話料金合算払い	月々の携帯電話料金と合わせてドコモにお支払いいただく方法
	dカード	ドコモのクレジットサービス「dカード」でお支払いいただく方法
	その他クレジットカード	クレジットカードでお支払いいただく方法
	d払い残高からのお支払い	事前に「d払い残高利用規約(現金バリュー)」「d払い残高利用規約(プリペイドバリュー)」および注意事項にご同意いただき、購入時にd払い残高より引き落としさせていただく方法
充当方法	dポイント充当	ご利用可能ポイントより、1ポイント＝1円としてお支払いいただく方法
	クーポン充当	適用されるクーポンの内容に応じて請求代金から割引させていただく方法

お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合におけるサービス利用イメージを「図 2.1-1 サービスイメージ(電話料金合算払い)」に示します。

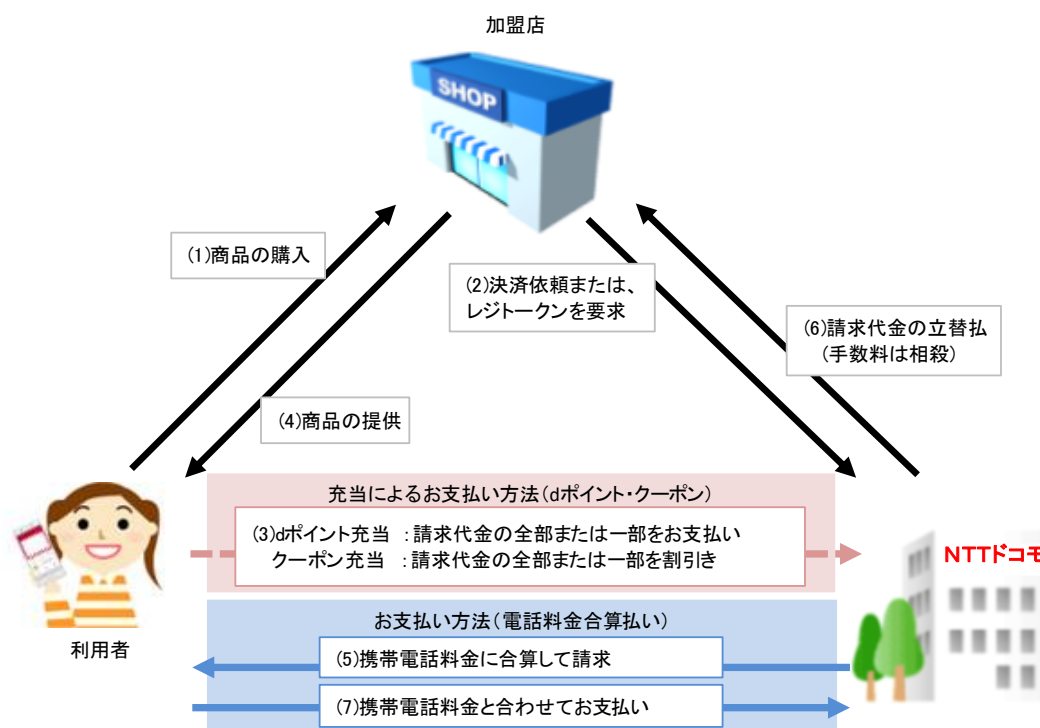


図 2.1-1 サービスイメージ(電話料金合算払い)

お支払い方法が「d払い残高からのお支払い」の場合におけるサービス利用イメージを「図 2.1-2 サービスイメージ(d払い残高からのお支払い)」に示します。

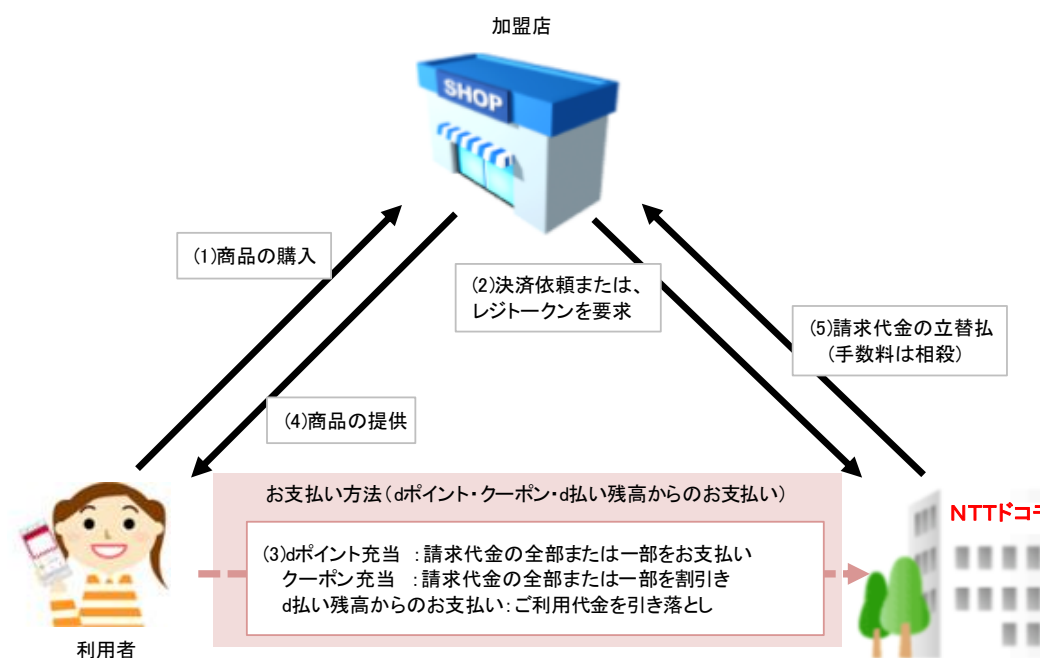


図 2.1-2 サービスイメージ(d払い残高からのお支払い)

お支払い方法が「dカード」「その他クレジットカード」の場合におけるサービス利用イメージを「図 2.1-3 サービスイメージ(クレジット)」に示します。

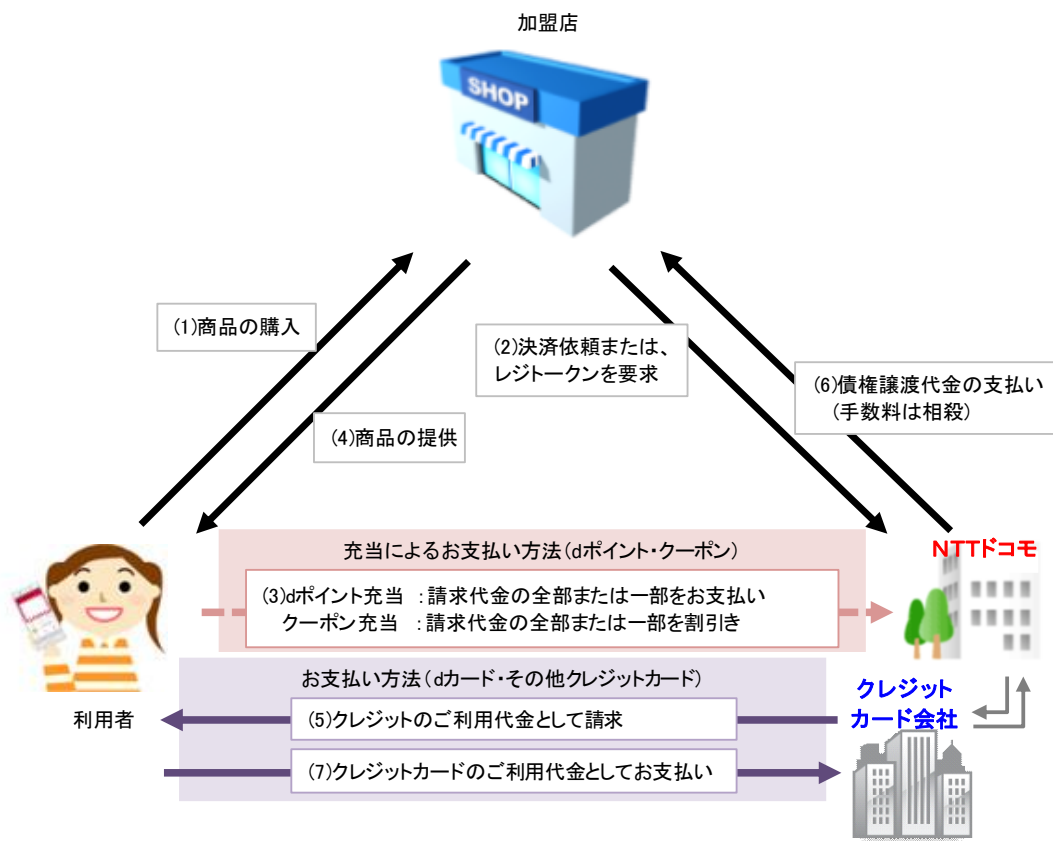


図 2.1-3 サービスイメージ(クレジット)

3. サービス利用内容(利用者)

本章では利用者における、本サービスの利用内容について説明します。

3.1 サービス利用内容

dアカウントをお持ちの利用者が利用可能なサービスです。ドコモの回線(FOMAまたはXiなど)をお持ちの(以下「ドコモ回線dアカウント」といいます)利用者、お持ちでない(以下「キャリアフリーdアカウント」といいます)利用者のどなたでも利用可能で、本サービスの利用申し込みは不要です。サービス利用内容について「表 3.1-1 サービス利用内容」に、サービス利用内容詳細を「表 3.1-2 サービス利用内容詳細」に示します。

表 3.1-1 サービス利用内容

項目	利用内容
利用対象者	dアカウント ^{*1} をお持ちの利用者
利用条件	d払いアプリの初期登録(パスワードによる認証など)を行うことで利用可能
年齢	利用者の年齢によるサービス利用制限なし
回線契約(FOMA、Xi、5G)	ドコモの回線(個人名義) ^{*2} あり、なしにかかわらず利用可能
ISP契約	ISP契約 ^{*3} にかかわらず利用可能

表 3.1-2 サービス利用内容詳細

項目	利用内容詳細	
	ドコモ回線dアカウントの場合	キャリアフリーdアカウントの場合
利用対象者条件	・spモード契約ありの利用者 ・料金プラン「ahamo」の利用者	ドコモの回線契約なし(回線契約に紐付かないdアカウント)の利用者
利用可能なお支払い方法	・電話料金合算払い ・d払い残高からのお支払い ・dカード ・その他クレジットカード ・dポイント充当 ・クーポン充当	・d払い残高からのお支払い ・dカード ・その他クレジットカード ・dポイント充当 ・クーポン充当
利用環境	・回線接続(spモード、ahamoインターネット接続サービス)で利用可能 ・Wi-Fi接続など含む、インターネットに接続できる環境で利用可能	Wi-Fi接続など含む、インターネットに接続できる環境で利用可能
メール送信	利用者による決済完了時や、加盟店にて決済の取消/障害取消/減額補正が行われた場合にメッセージRまたはSMSでドコモから利用者へ送信	利用者による決済完了時や、加盟店にて決済の取消/障害取消/減額補正が行われた場合にEメールでドコモから利用者へ送信
Push通知	加盟店にて決済の取消/障害取消/減額補正が行われた場合にドコモから利用者へPushで通知	
ご利用明細(My docomo)	回線接続(spモード、iモード、ahamoインターネット接続サービス)、Wi-Fi接続など含む、インターネットに接続できる環境でご利用明細を確認することが可能	Wi-Fi接続など含む、インターネットに接続できる環境でご利用明細を確認することが可能

*1 ビジネスdアカウントは、本サービスをご利用になれません。

*2 ドコモ回線dアカウントに登録されているドコモの回線契約が法人名義でISP契約ありの場合、利用可能なお支払い方法は「その他クレジットカード」のみです。

*3 iモード契約のみの利用者は、ドコモの回線契約に紐付かないdアカウントにて「キャリアフリーdアカウントの場合」のご利用内容でご利用可能です。

3.2 利用者による操作イメージ

利用者による操作例を以下に示します。画面内容は一例であり、利用条件により異なります。

なお、すべての画面はイメージで、予告なく変更される場合があります。

3.2.1 初期登録

利用者が本サービスを利用するには、利用者のスマートフォンなどにd払いアプリをインストールし、初期登録する必要があります。以下の接続環境で初期登録することができます。

- ドコモの回線接続
- Wi-Fi接続など含む、インターネットに接続できる環境(以下「Wi-Fi接続など」といいます)

- Wi-Fi接続などの場合、dアカウントによる認証が必要です。

3.2.1.1 接続環境が回線接続の場合

ドコモ回線dアカウントの利用者が回線接続で利用の場合、spモードパスワードまたはネットワーク暗証番号で認証を行い、電話料金合算払いを初期設定として誘導します。spモード接続の場合の初期登録イメージを「図 3.2-1 初期登録イメージ(spモード接続)」に示します。

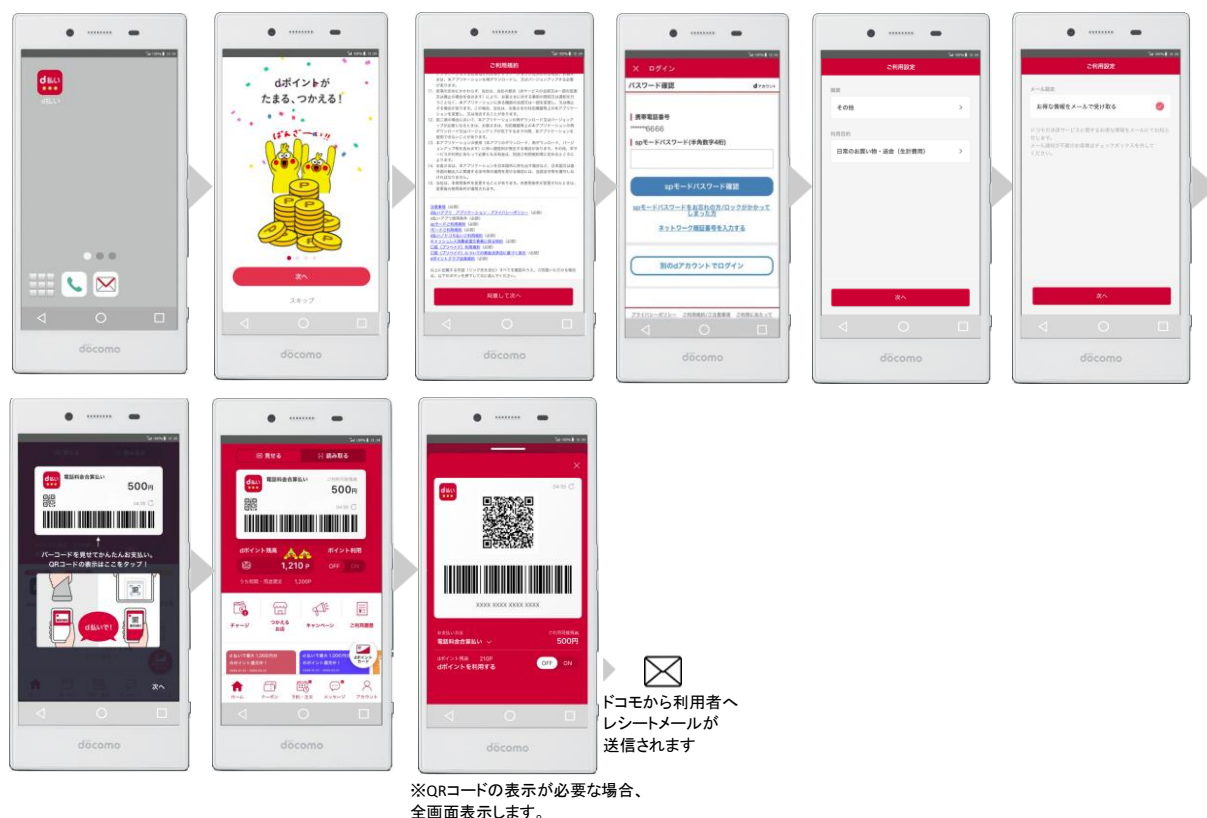


図 3.2-1 初期登録イメージ(spモード接続)

3.2.1.2 接続環境がWi-Fi接続などの場合

キャリアフリーdアカウントの利用者がWi-Fi接続などで利用の場合、dアカウント認証を行い、d払い残高からのお支払いを初期設定として誘導します。初期登録イメージを「図 3.2-2 初期登録イメージ(Wi-Fi接続など)」に示します。



図 3.2-2 初期登録イメージ(Wi-Fi接続など)

3.2.1.3 お支払い方法の変更とクレジットカード情報の入力方法

お支払い方法を、電話料金合算払いから、その他クレジットカードに変更する場合の画面遷移を「図 3.2-3 お支払い方法を変更する場合の例」に示します。

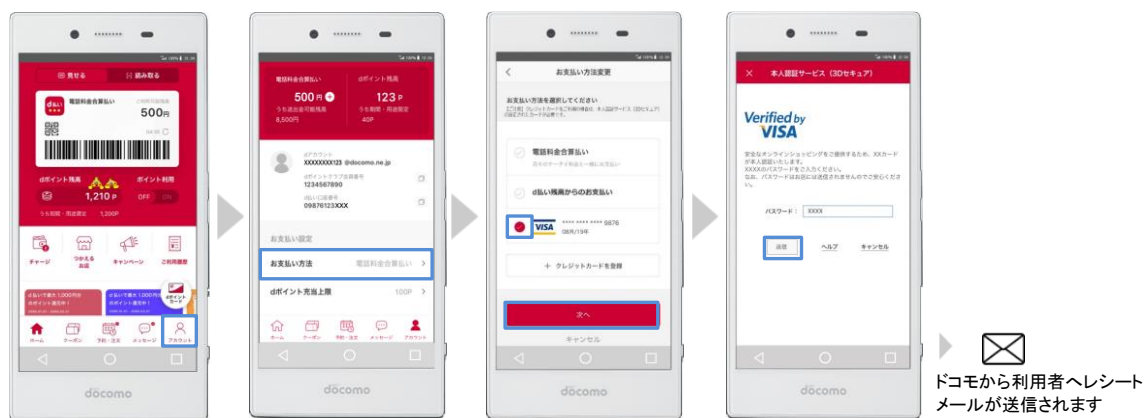


図 3.2-3 お支払い方法を変更する場合の例

3.2.2 決済時の利用者操作イメージ

3.2.2.1 利用者提示型

利用者がアプリ起動を行い、TOP画面のバーコードを表示し決済を行います。決済時の利用者操作イメージを「図 3.2-4 決済時の利用者操作イメージ(利用者提示型)」に示します。



図 3.2-4 決済時の利用者操作イメージ(利用者提示型)

3.2.2.2 加盟店提示型

加盟店がQRコードを表示し、利用者がd払いアプリで読み込み決済を行います。決済時の利用者操作イメージを「図 3.2-5 決済時の利用者操作イメージ(加盟店提示型)」に示します。



図 3.2-5 決済時の利用者操作イメージ(加盟店提示型)

3.2.3 クーポン設定による決済時の利用者操作イメージ

利用者がアプリ起動を行い、クーポンまたは、メッセージにて適用するクーポンを設定し決済を行います。クーポン設定と決済時の利用者操作イメージを「図 3.2-6 クーポン設定と決済時の利用者操作イメージ」に示します。

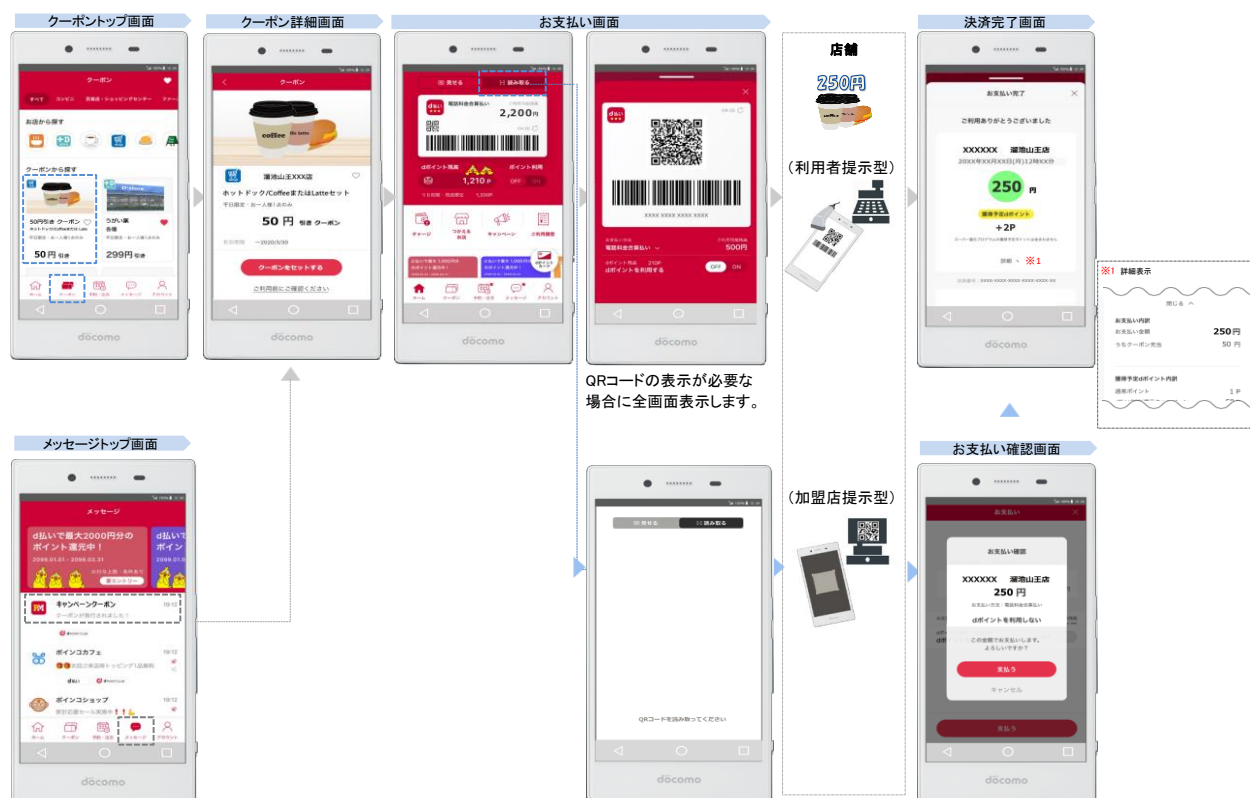


図 3.2-6 クーポン設定と決済時の利用者操作イメージ

3.3 サービス利用条件

お支払い方法ごとに、サービスの利用条件が異なります。また、ご利用限度額は、各お支払い方法ごとの限度額として各範囲内でのお支払いが可能です。

3.3.1 電話料金合算払い

お支払い方法が「電話料金合算払い」の利用条件を「表 3.3-1 サービス利用条件(電話料金合算払い)」に示します。

表 3.3-1 サービス利用条件(電話料金合算払い)

利用対象者	ドコモの回線をお持ちの利用者 ・ドコモの回線(FOMA、Xi、5G)サービスの個人名義の利用者
ISP契約	spモード契約、または料金プラン「ahamo」が必要
利用条件	携帯電話料金の支払方法(請求書払い、口座振替、クレジットカードなど)にかかわらず利用可能
1回の購入可能金額	1円～ご利用限度額(電話料金合算払い)
ご利用限度額	1契約回線毎、1カ月の設定あり
請求方法	月々の携帯電話料金に合算して請求
利用制限	以下のいずれかに該当する場合、ご利用になれません。 ・毎月の携帯電話料金を、ドコモが定める支払期限内に支払済みであることを確認できない、または支払いを怠る恐れがあるなどの場合 ・ドコモの回線契約がFOMA、Xi、5Gで、spモードサービスを契約していない、または料金プラン「ahamo」を契約していない場合 ・利用者の申し出により、「電話料金合算払い利用拒否」を設定している場合 ・リミット機能対応料金プランを利用の利用者で、上限金額に達している場合 ・当月の電話料金合算払いの利用合計金額が、ご利用限度額に達している場合 ・利用により1カ月の累計利用金額が、ご利用限度額を超える場合 ・お支払いの対象金額が、ご利用限度額を超えている場合 ・過去に電話料金合算払いを利用した商品などの代金の支払いが確認できないなどの理由により、ドコモが利用者に利用分の請求を取りやめたことがある場合 ・その他、ドコモの事業活動に影響を与えるとドコモが判断した場合

3.3.1.1 ご利用限度額(電話料金合算払い)

電話料金合算払いのご利用限度額は、設定可能ご利用限度額の範囲内にて、1,000円単位で利用者により設定することが可能です。本サービスとドコモ払い/d払い、spモード コンテンツ決済サービスのご利用限度額は共有であり、初期設定は1万円/月です。利用者は「ご利用限度額変更画面」にて、ご利用限度額および設定可能ご利用限度額のご確認や、ご利用限度額の設定変更を行うことが可能です。ドコモは利用者のお申し出によるご利用限度額の設定変更のお手続きを行っておりません。また、設定可能ご利用限度額とは、利用者が設定可能な上限金額です。ご契約状況、ご利用状況やお支払い状況などに応じてドコモが設定および変更するため、利用者ごとに異なり、最大10万円/月まで増額されることがあります。ただし、回線のご契約者が未成年の場合、もしくは利用者として登録された方の年齢(ご利用者情報として登録された対象項目:氏名・生年月日)が未成年の場合には、最大1万円/月です。

利用者のご利用限度額内での決済が可能で、決済後に加盟店の処理により、利用可能な金額が変更されます。ご利用限度額の反映有無は以下のとおりです。

- 利用者による決済の場合、決済を行った月のご利用限度額内に、決済金額を確保する。
- 加盟店による取消要求、障害取消要求、減額補正要求の場合、要求後、即時にドコモにて処理を行い、決済を行った月のご利用限度額へ取消または減額された金額を反映する。

3.3.2 d払い残高からのお支払い

「d払い残高からのお支払い」の利用条件を「表 3.3-2 サービス利用条件(d払い残高からのお支払い)」に示します。

表 3.3-2 サービス利用条件(d払い残高からのお支払い)

利用対象者	dアカウントの利用者
利用条件	d払い残高へ事前に入金が完了していれば利用可能
1回の利用可能金額	1円～d払い残高の範囲内 ・d払い残高の受入限度額は100万円まで
ご利用限度額	d払い残高の範囲内
請求方法	事前に入金されたd払い残高から、購入時にお支払いした金額を出金
利用制限	以下のいずれかに該当する場合、ご利用になれません。 ・ドコモの回線名義が法人の場合 ・利用者の申し出により、「d払い残高払い拒否設定」を設定している場合 ・「d払い残高利用規約(現金バリュー)」 「d払い残高利用規約(プリペイドバリュー)」および注意事項に同意していない場合 ・お支払いの対象金額が、d払い残高を超えている場合 ・キャリアフリーdアカウントでdアカウントの連絡先携帯電話番号が未登録の場合 ・その他、ドコモの事業活動に影響を与えるとドコモが判断した場合 ・ドコモが別に定める所定の事項に該当する場合

- 「d払い残高」の詳細については、ドコモのオフィシャルウェブサイト(<http://docomokouza.jp/>)を参照してください。

3.3.3 dカード

お支払い方法が「dカード」の利用条件を「表 3.3-3 サービス利用条件(dカード)」に示します。

表 3.3-3 サービス利用条件(dカード)

利用対象者	dアカウントの利用者で、dカードまたはdカードGOLDのカード会員
利用条件	dカード、dカードGOLDの会員が利用可能
1回の購入可能金額	1円～クレジットカードのご利用枠(限度額)
ご利用限度額	クレジットカードのご利用枠(限度額)
請求方法	dカードのご利用代金として請求
利用制限	以下のいずれかに該当する場合、ご利用になれません。 ・利用者(ドコモの回線あり)の申し出により、「クレジットカード/dカード利用拒否」を設定している場合 ・購入しようとしている対象金額が、dカードの利用枠(限度額)を超えている場合 ・dカードが利用停止中の場合 ・ドコモの回線名義とdカード契約名義が異なるご利用、またはドコモの回線なしのご利用でdカードの手続きをしていない場合 ・本人認証サービス(3Dセキュア)のパスワードを設定していない場合 ・キャリアフリーdアカウントでdアカウントの連絡先携帯電話番号が未登録の場合 ・ドコモが別に定める所定の事項に該当する場合 ・その他、ドコモの事業活動に影響を与えるとドコモが判断した場合

- 「dカード」の詳細については、dカードのオフィシャルウェブサイト(<http://d-card.jp/st/index.html>)を参照してください。

3.3.4 その他クレジットカード

お支払い方法が「その他クレジットカード」の利用条件を「表 3.3-4 サービス利用条件(その他クレジットカード)」に示します。

表 3.3-4 サービス利用条件(その他クレジットカード)

利用対象者	dアカウントの利用者で、対応クレジットカードのご契約者
対応クレジットカードブランド	「VISA」「Mastercard」「American Express」「JCB」
利用条件	「VISA」「Mastercard」「American Express」「JCB」のご契約者が利用可能
1回の購入可能金額	1円～ご利用限度額(その他お支払い方法)
ご利用限度額	クレジットカードのご利用枠(限度額))、およびdアカウント毎、1ヵ月の設定あり
請求方法	クレジットカードのご利用代金としてクレジットカード会社より請求
利用制限	以下のいずれかに該当する場合、ご利用になれません。 ・利用者(ドコモの回線あり)の申し出により、「クレジットカード/dカード利用拒否」を設定している場合 ・dカードとその他クレジットカードの当月の利用合計金額が、ご利用限度額に達している場合 ・利用により1ヵ月のdカードとその他クレジットカードの累計利用金額が、ご利用限度額を超える場合 ・お支払いの対象金額が、ご利用限度額を超えている場合 ・購入しようとしている対象金額が、ご利用のクレジットカードの利用枠(限度額)を超えている場合 ・ご利用のクレジットカードが利用停止中の場合 ・本人認証サービス(3Dセキュア)のパスワードを設定していない場合 ・キャリアフリーdアカウントでdアカウントの連絡先携帯電話番号が未登録の場合 ・同一のクレジットカード番号を短期間に他の利用者が利用(登録)しているとドコモが判断した場合 ・ドコモが別に定める所定の事項に該当する場合 ・その他、ドコモの事業活動に影響を与えるとドコモが判断した場合

3.3.4.1 ご利用限度額(その他お支払い方法)

その他クレジットカードのご利用限度額は、クレジットカード会社によるご利用枠(限度額)とは別に、オンライン本人確認などの状況によりドコモが設定するご利用限度額です。利用者によるご利用限度額の変更はできません。

ご利用限度額の範囲内でのご利用残高は、dカードとその他クレジットカードによるお支払いの累計利用金額から算出され、その他クレジットカードを利用する際に決済金額がご利用限度額を超える場合はご利用になれません(dカードを利用する場合はご利用可能です)。なお、決済時にクレジットカードを変更(複数枚のクレジットカードを利用)した場合においても、ご利用限度額は変更されません。

利用者のご利用限度額内での決済が可能で、決済後に加盟店の処理により、利用可能な金額が変更されます。ご利用限度額の反映有無は以下のとおりです。

- 利用者による決済の場合、決済を行った月のご利用限度額内に、決済金額を確保する。
- 加盟店による取消要求、障害取消要求、減額補正要求の場合、要求後、即時にドコモにて処理を行い、決済を行った月のご利用限度額へ取消または減額された金額を反映する。

3.3.5 dポイント充当

「dポイント充当」の利用条件を「表 3.3-5 サービス利用条件(dポイント充当)」に示します。

表 3.3-5 サービス利用条件(dポイント充当)

利用対象者	dアカウントの利用者
利用条件	dポイントクラブの会員で、利用可能なdポイントを保有していれば利用可能
1回の充当可能金額	1円～ご利用可能ポイントの範囲内
ご利用限度額	dポイントのご利用可能ポイントの範囲内
請求方法	dポイントのご利用可能ポイントから、購入時に充当ポイント(一部または全部)を交換
利用制限	以下のいずれかに該当する場合、ご利用になれません。 ・利用者(ドコモの回線あり)の申し出により、「電話料金合算払い利用拒否」および「クレジットカード/dカード利用拒否」を設定している場合 ・dアカウントに登録されている電話番号(ドコモの回線名義)が法人の場合 ・キャリアフリーdアカウントでdアカウントの連絡先携帯電話番号が未登録の場合 ・その他、ドコモの事業活動に影響を与えるとドコモが判断した場合 ・ドコモが別に定める所定の事項に該当する場合

- 「dポイントクラブ」の詳細については、dポイントのオフィシャルウェブサイト(<https://dpoint.jp/>)を参照してください。

3.3.6 クーポン充当

「クーポン充当」の利用条件を「表 3.3-6 サービス利用条件(クーポン充当)」に示します。

表 3.3-6 サービス利用条件(クーポン充当)

利用対象者	dアカウントの利用者
利用条件	d払いアプリに利用可能なクーポンを保有し、お支払い方法の利用条件に従い利用可能
1回の利用可能金額	クーポンの設定条件の範囲内
請求方法	基本となるお支払い方法の請求からクーポン利用分を除外
利用制限	以下のいずれかに該当する場合、ご利用になれません ・基本となるお支払い方法の利用制限に該当する場合 ・キャリアフリーdアカウントでdアカウントの連絡先携帯電話番号が未登録の場合 ・その他、ドコモの事業活動に影響を与えるとドコモが判断した場合 ・ドコモが別に定める所定の事項に該当する場合

3.4 ご利用時の認証

3.4.1 認証

利用者は、利用者のスマートフォンにd払いアプリを初期登録する際に、パスワードなどによる認証が必要です。なお、本サービスでは、d払いアプリのお支払い画面のセキュリティとして端末のロック設定(パターン、生体、パスワード)が利用可能です。

認証方法の種類について、「表 3.4-1 初期登録時の認証」に示します。

表 3.4-1 初期登録時の認証

認証方法	内容	パスワードロック	ロック解除方法
spモード ^{※1} パスワード	spモードを利用する際に必要	3回間違えた場合	翌日00:00に自動解除、または「お客様サポート」から初期化が可能
ネットワーク暗証番号	各種手続きなどの本人確認に必要	3回間違えた場合	翌日00:00に自動解除、またはドコモショップで手続き(本人確認書類が必要)
dアカウント	回線接続以外で、スマートフォンやパソコン向け各種サービスに対応したサイトをご利用時に、本人確認の際に必要	何度か連続して失敗した場合	「お客様サポート」からdアカウントの確認・再発行が可能
セキュリティコード ^{※2}	dアカウントの認証に追加して、より安全にログインする2段階認証を行う際に必要	3回間違えた場合	dアカウント画面に戻り、再ログインが必要

*1 「0000」や「1234」などの他人から推測されやすいパスワードの場合、変更しないと操作を継続できません。

*2 ドコモの回線ありの利用者の場合、利用者の端末にSMSで送信されるため、SMSが受信できない端末(iPadなど)のみでご利用の場合、2段階認証はご利用になれません。

- パスワードロック解除方法などの詳細は、ドコモのオフィシャルウェブサイトの「お客様サポート」などに掲載しています。本サービスではサポートしていません。予めご了承ください。

3.4.2 初期登録時のメール送信

利用者が、初期登録や、お支払い方法を変更した場合、ドコモは利用者に対し、レシートメールを送信します。

3.5 決済時のメール送信

3.5.1 メール送信

本サービスでは、利用者が決済を行った場合や、加盟店が決済の取消や障害取消、また決済金額の減額補正などの処理要求を行った場合にドコモは利用者に対し、レシートメールを送信します。ドコモが送信するメールの配信契機は以下のとおりです。

- 決済処理完了時
- 処理要求時(減額補正要求・取消要求・障害取消要求)

決済処理完了直後や、加盟店からの処理要求(減額補正要求・取消要求・障害取消要求)に対する処理直後に、ドコモは利用者に対し即時に送信*1します。

- *1 メンテナンスなどにより遅延する場合があります、即時の送信は保証するものではありません。

ドコモが送信するメールの宛先は、利用者のISP契約により異なります。ドコモ回線dアカウントでISP契約がspモード、またはspモード/iモード重畳契約ありの場合はメッセージRで送信、ahamoインターネット接続サービスの場合はSMSで送信します。また、キャリアフリーdアカウントの場合はdアカウントに設定されているメール宛に送信します。レシートメールの宛先の詳細について「表 3.5-1 メール宛先」に示します。

表 3.5-1 メール宛先

利用者	ISP契約	利用環境	レシートメール宛先
ドコモ回線 dアカウント	spモード契約、またはspモード/iモードの重畳契約	回線接続(spモード)、 その他接続(Wi-Fi接続など)	spモード宛(メッセージR)
	ahamoインターネット接続サービス契約	回線接続(ahamoインターネット接続サービス)、 その他接続(Wi-Fi接続など)	SMS
キャリアフリー dアカウント	ISP契約なし	その他接続(Wi-Fi接続など)	dアカウントに設定されているメール

3.5.2 レシートメール

利用者が本サービスを利用した際、利用内容を記載したメールを利用者に送信します。レシートメールは、メッセージRやSMS、またはdアカウントに設定されているメールアドレス宛てに送信します。また、加盟店が取消、障害取消、減額補正を行った場合、レシートメールを利用者に送信します。dアカウントに設定されているメールアドレス宛に届くレシートメールの内容を「図 3.5-1 レシートメール」に、レシートメールのご利用内容に表示される項目を「表 3.5-2 レシートメール表示項目」に示します。

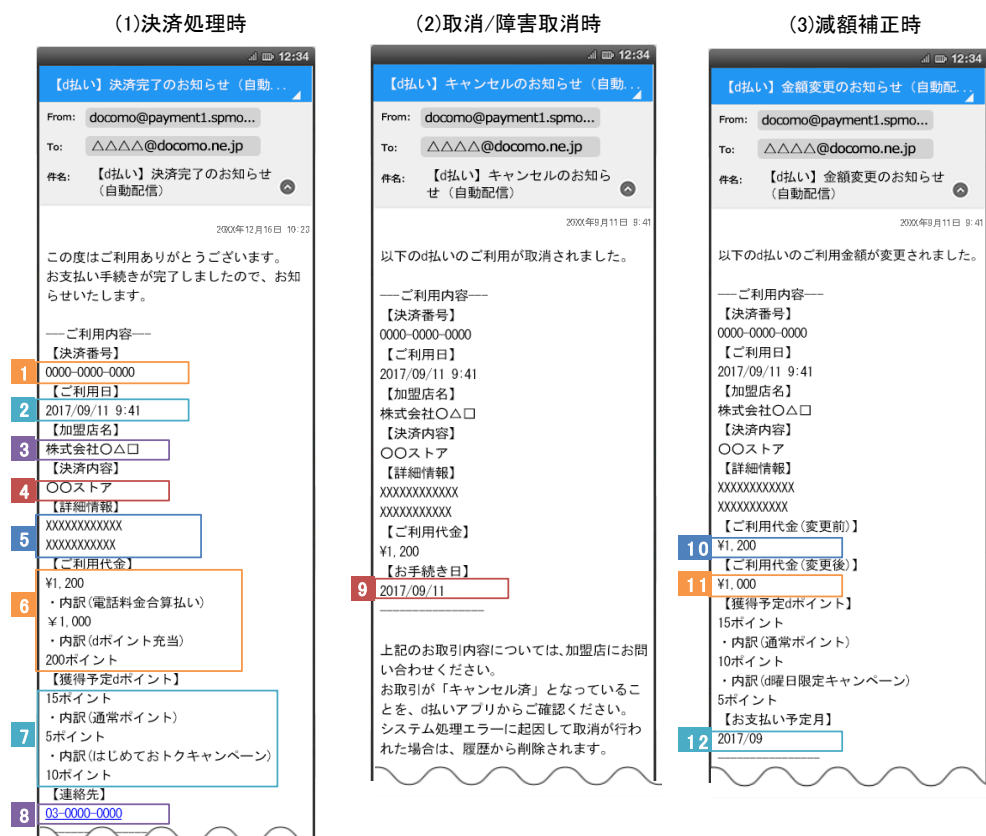


図 3.5-1 レシートメール

表 3.5-2 レシートメール表示項目

No.	項目	表示内容
1	決済番号	ドコモが発行する決済を一意に識別する番号 ※利用者が店舗などへ問い合わせる際に使用します。
2	ご利用日	決済した年月日時
3	加盟店名	利用した企業名
4	決済内容	利用した店舗名
5	詳細情報	決済の詳細情報
6	ご利用代金	各お支払い方法ごとの商品代金、消費税、送料などの合計金額と内訳
7	獲得予定dポイント	獲得ポイントが発生する場合、獲得予定のdポイント合計と内訳
8	連絡先	利用した店舗などの電話番号
9	お手続き日	加盟店(店舗など)が取消/障害取消を要求した日時
10	ご利用代金(変更前)	決済金額の補正前の金額
11	ご利用代金(変更後)	決済金額の補正後の金額
12	お支払い予定月	補正後の金額で請求する年月 ※電話料金合算払いの場合に表示されます。

3.6 ご利用明細

3.6.1 ご利用明細の確認

本サービスのご利用明細は、以下の環境で確認することができます。

(1) d払いアプリ

d払いアプリの場合、以下の手順でご利用明細が確認できます。

- ホーム⇒ご利用履歴

(2) Web(回線接続)

ドコモ回線dアカウントの利用者が回線接続(Wi-Fi接続など含む)の場合、以下の手順でWebのご利用明細が確認できます。

確認には、ネットワーク暗証番号もしくはdアカウントの認証が必要です。

- dメニュー⇒【My docomo】⇒データ・料金⇒ご利用料金⇒ドコモ払い・d払いの明細

- キャリアフリーdアカウントの利用者の場合、Wi-Fi接続などにて「dメニュー⇒お客様サポート」からの手順でご利用明細が確認できます。ただし、表示内容など一部異なります。

(3) Web(iモード接続)

iモード契約の利用者がiモードで接続の場合、以下の手順でご利用明細が確認できます。

確認には、ネットワーク暗証番号の入力が必要です。

- iMenu⇒【お客様サポート】⇒【料金確認・診断】⇒【料金の確認・お支払い】⇒【商品等購入履歴】⇒【ドコモ払い/d払い】

(4) Web(Wi-Fi接続など、インターネットに接続できる環境)

すべての利用者がWi-Fi接続などインターネット環境にてご利用の場合、以下のURLからWebのご利用明細が確認できます。

確認には、dアカウントの発行・入力が必要です。

- <https://www.nttdocomo.co.jp/mydocomo/>
- My docomo⇒データ・料金⇒ご利用料金⇒ドコモ払い・d払いの明細

3.6.2 d払いアプリでのご利用明細

d払いアプリのご利用履歴の画面詳細について「図 3.6-1 ご利用明細(d払いアプリ)」に示します。

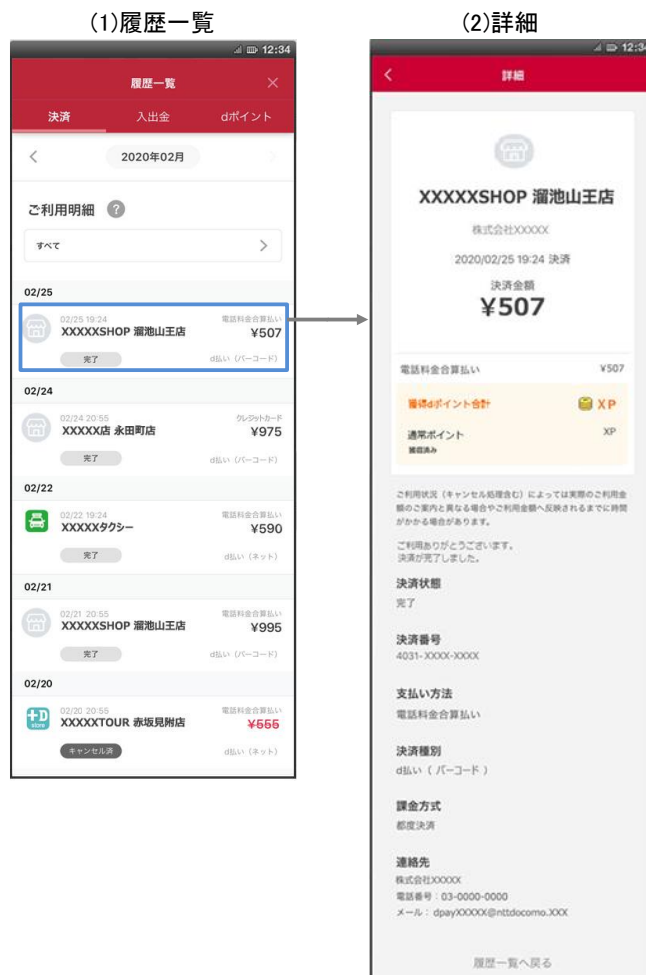


図 3.6-1 ご利用明細(d払いアプリ)

(1) 履歴一覧

「履歴一覧」画面は本サービスの決済情報を表示します。

決済の完了後、即時に反映され、当月を含む過去16ヵ月分の情報が確認できます。「履歴一覧」画面に表示される決済の状態を「表 3.6-1 履歴一覧 決済の状態」に示します。

表 3.6-1 履歴一覧 決済の状態

決済状態	説明
処理中	決済処理が要求され、処理中の状態。
完了	決済処理が正常に行われた状態。
キャンセル済	取消/障害取消が正常に行われた状態。
減額	減額補正処理が正常に行われた状態。

(2) 詳細

「詳細」画面には、決済の詳細情報と加盟店の情報が表示されます。

3.6.3 Webでのご利用明細

3.6.3.1 スマートフォン向けサイト

Webのご利用明細画面についてドコモ回線dアカウントの場合、ご利用明細の画面遷移を「図 3.6-2 ご利用明細(スマートフォン向けサイト)」に示します。

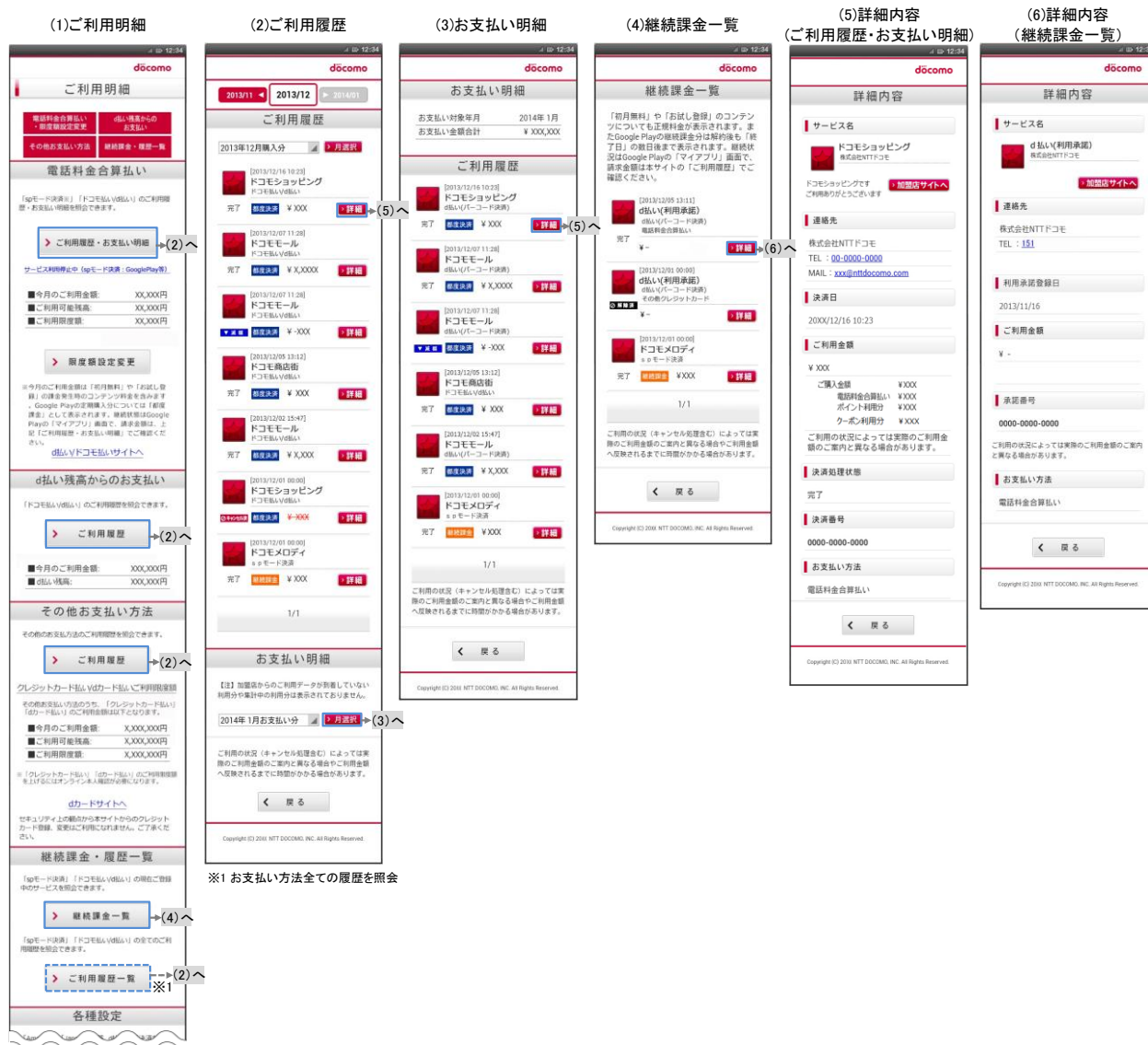


図 3.6-2 ご利用明細(スマートフォン向けサイト)

(1) ご利用明細

「ご利用明細」画面は、4つの表示エリア(電話料金合算払い、d払い残高からのお支払い、その他お支払い方法、継続課金・履歴一覧)に分けて表示します。当月のご利用金額やサービス利用停止状況を確認することができます。また、「ご利用履歴」画面、「ご利用限度額変更」画面、「継続課金一覧」画面へ遷移することができます。

「ご利用明細」画面に表示される項目を「表 3.6-2 ご利用明細 表示項目」に示します。

表 3.6-2 ご利用明細 表示項目

表示エリア	表示項目	表示内容
電話料金合算払い	サービス利用停止状況	電話料金合算払いとspモード コンテンツ決済サービスのサービス利用停止状態を表示します。 ※「サービス利用停止中」と表示されているサービスは、ご利用になれません。
	今月のご利用金額	今月の利用金額(電話料金合算払いとドコモ払い/d払い、spモード コンテンツ決済サービスの合計)を表示します。
	ご利用可能残高	ご利用限度額から、今月の利用金額を差し引いた金額を表示します。
	ご利用限度額	ご利用限度額を表示します。
d払い残高からのお支払い	サービス利用停止状況	サービス利用停止状態を表示します。 ※「サービス利用停止中」と表示されている場合、d払い残高からのお支払いはご利用になれません。
	今月のご利用金額	当月のご利用金額を表示します。
	d払い残高	d払い残高を表示します。 ※「d払い残高利用規約(現金バリュー)」「d払い残高利用規約(プリペイドバリュー)」に同意している場合のみ金額を表示します。同意していない場合、開設サイトへのリンクを表示します。
その他お支払い方法	サービス利用停止状況	サービス利用停止状態を表示します。 ※「サービス利用停止中」と表示されているお支払い方法は、ご利用になれません。
	今月のご利用金額	当月のご利用金額を表示します。
	ご利用可能残高	ご利用限度額から、今月の利用金額を差し引いた金額を表示します。
	ご利用限度額	クレジットカードとdカードによるお支払いのご利用限度額を表示します。
継続課金・履歴一覧	—	「継続課金一覧」画面、「ご利用履歴」画面へのボタンを表示します。

(2) ご利用履歴

「ご利用履歴」画面は、決済を行った本サービスの決済の情報を表示します。各お支払い方法ごとの表示エリアの「ご利用履歴」ボタンから遷移した場合、該当するお支払い方法のみ情報を表示します。決済完了後、即時に反映され、当月を含む過去16ヵ月分の情報が確認できます。「ご利用履歴」画面に表示される決済の状態を「表 3.6-3 ご利用履歴 決済の状態」に示します。

表 3.6-3 ご利用履歴 決済の状態

決済状態	説明
処理中	決済処理が要求され、処理中の状態。
完了	決済処理が正常に行われた状態。
 キャンセル済	取消/障害取消が正常に行われた状態。
 減額	減額補正処理が正常に行われた状態。

(3) お支払い明細

「お支払い明細」画面には、選択した月の本サービスとドコモ払い/d払い、spモード コンテンツ決済サービスのお支払い額(予定額)とお支払いの対象となるご利用履歴が表示され、翌月を含む過去6ヵ月分の情報が確認できます。

(4) 継続課金一覧

「継続課金一覧」画面には、初期登録やお支払い方法の変更を行った場合における本サービスの情報が表示されます。

「継続課金一覧」画面に表示される継続状態を「表 3.6-4 継続課金一覧 継続状態」に示します。

表 3.6-4 継続課金一覧 継続状態

継続状態	説明
完了・(表示なし)	d払いアプリを継続中の状態*1
 解除済	お支払い方法が変更され、変更前のお支払い方法が前日までに解除された状態*2

*1 利用者がd払いアプリをアンインストールした場合は「解除済」となりません。

*2 お支払い方法が変更された場合は、変更前のお支払い方法が「解除済」となり、変更後のお支払い方法が「完了」となります。

(5) 詳細内容(ご利用履歴・お支払い明細)

「ご利用履歴」画面や、「お支払い明細」画面から遷移する「詳細内容」画面には、決済の詳細情報と、加盟店の情報が表示されます。「詳細内容」画面に表示される項目を「表 3.6-5 詳細内容 表示項目(ご利用履歴・お支払い明細)」に示します。

表 3.6-5 詳細内容 表示項目(ご利用履歴・お支払い明細)

項目	表示内容
サービス名	利用した加盟店名、決済内容、詳細情報
加盟店サイトへ	加盟店サイトへのリンク
連絡先	利用した加盟店の連絡先
決済日	決済した年月日時
ご利用金額	商品代金、消費税、送料などの合計金額 ※お支払い方法ごとの内訳を表示
決済処理状態	決済の状態。「表 3.6-3 ご利用履歴 決済の状態」と同様の決済状態をすべてテキストで表示します。
決済番号	ドコモが発行する決済を一意に識別する番号。利用者が加盟店へ問い合わせの際に使用します。
お支払い方法	利用したお支払い方法

(6) 詳細内容(継続課金一覧)

「継続課金一覧」画面から遷移する「詳細内容」画面には、初期登録やお支払い方法の変更を行ったd払いアプリの詳細情報が表示されます。「詳細内容」画面に表示される項目を「表 3.6-6 詳細内容 表示項目(継続課金一覧)」に示します。

表 3.6-6 詳細内容 表示項目(継続課金一覧)

項目	表示内容
サービス名	サービス名(「d払い(利用承諾)」/「株式会社NTTドコモ」)を表示
加盟店サイトへ	本サービスの公式ウェブサイトへのリンク
連絡先	ドコモの連絡先
利用承諾登録日	d払いアプリの利用承諾を登録または変更した年月日
ご利用金額	表示しない(「¥-」を表示)
承諾番号	ドコモが発行する利用承諾を一意に識別する番号。利用者がドコモへ問い合わせの際に使用します。
お支払い方法	利用したお支払い方法

3.6.3.2 パソコン版My docomoでのご利用明細

パソコン版My docomoでのご利用明細画面イメージを「図 3.6-3 ご利用明細(PC)」に示します。

決済サービスご利用明細 (spモード決済・ドコモ払い/d払い)

お支払い金額照会

2014年1月お支払い分

表示

ご利用可能残高

2013年12月23日 09:45 現在

XXX円

お支払い明細(2014年1月お支払い分)

お支払い金額合計

XXX円

全4件中 1～4件を表示

ご利用日	決済番号	ご利用店舗	サービス区分	ご利用金額	課金状態
2013/12/16 10:23	0000-0000-0000	ドコモショッピング	d払い(バーコード決済)	XXX円	完了
2013/12/7 11:28	0000-0000-0000	ドコモモール	d払い(バーコード決済)	XXX円	完了
2013/12/7 11:28	0000-0000-0000	ドコモモール	d払い(バーコード決済)	-XX円	減額
2013/12/1 00:00	0000-0000-0000	ドコモメロディ	spモード決済	XXX円	完了

<< 前へ

1

/1

次へ >>

注意事項

※ 金額は月初から現在までのご利用実績を元に計算しております。

※ ご利用の状況（キャンセル処理含む）によっては実際のご利用金額と異なる場合がございます。

※ 加盟店からの利用データが未着または集計中の利用分は表示されません。

※ 商品についてはご利用店舗へお問い合わせください。

※ 2in1のBナンバー契約の場合、ドコモ払い/d払いはご利用いただけません。

図 3.6-3 ご利用明細(PC)

- 詳細内容などの表示は行いません。

3.7 利用者に表示される加盟店設定の値

店舗マスタ用に申請した店舗情報や、決済時にパラメータに設定した値、BPサイトや加盟店管理者サイトで設定した値など、加盟店が設定した値の一部は、スマートフォンなどに表示されます。

加盟店が設定した値が表示されるスマートフォン向けの画面を「図 3.7-1 スマートフォン画面(バーコード決済)」に、加盟店が設定した値の表示項目の一覧を「表 3.7-1 加盟店設定の表示項目」に示します。



図 3.7-1 スマートフォン画面(バーコード決済)

表 3.7-1 加盟店設定の表示項目

No.	項目	説明
1	決済内容	決済時に設定した「企業コード+店舗コード」に紐付く「店舗名(明細画面表示用)」を、店舗マスタから表示
2	加盟店名	決済時に設定した「企業コード+店舗コード」に紐付く「企業名」を、店舗マスタから表示
3	詳細情報	決済時に、加盟店がパラメータ(表示項目内容)に設定した値を表示 ※値を設定しない場合は、画面などに「詳細情報」の項目を表示しない
4	アイコン	BPサイト「加盟店URL管理」や、加盟店管理者サイト「接続情報管理」から登録した「アイコン画像」を表示 ※アイコン画像が未登録の場合は、「図 3.7-1 スマートフォン画面(バーコード決済)」のような画像が表示される
5	加盟店サイトへ	BPサイト「加盟店URL管理」や、加盟店管理者サイト「接続情報管理」から登録した「決済履歴照会URL」へのリンクを表示
6	TEL/連絡先	決済時に設定した「企業コード+店舗コード」に紐付く「電話番号(明細画面表示用)」を、店舗マスタから表示 ※「電話番号(明細画面表示用)」が未申請(空欄)の場合は、表示しない
7	MAIL	決済時に設定した「企業コード+店舗コード」に紐付く「メールアドレス」を、店舗マスタから表示 ※「メールアドレス」が未申請(空欄)の場合は、表示しない

- 詳細情報に公序良俗に反する文言、および差別的な文言を表示することは禁止します。
- 決済時に設定した店舗コードが店舗マスタに存在しない場合、店舗情報として申請した代表店舗コードに紐付く店舗情報から、ドコモが連絡情報(企業名、店舗名、電話番号、メールアドレス)を表示します。

3.7.1 dポイント履歴

加盟店が設定した値(決済内容)は、dポイント履歴のご利用内容としても表示されます。

加盟店が設定した決済内容が表示されるdポイント履歴の画面を「図 3.7-2 d払いアプリ・スマートフォン画面(dポイント)」に示します。

表示項目の詳細は、「表 3.7-1 加盟店設定の表示項目」を参照してください。

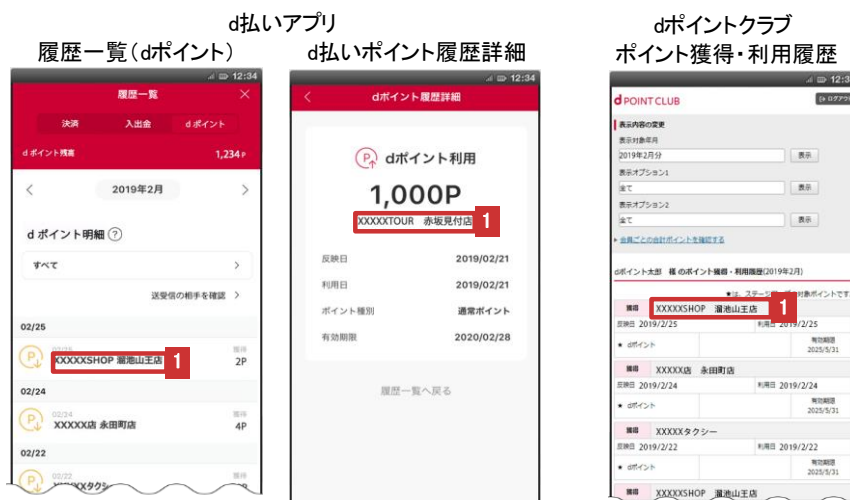


図 3.7-2 d払いアプリ・スマートフォン画面(dポイント)

4. サービス提供内容(加盟店)

本章では加盟店への本サービスの提供内容について説明します。

4.1 提供内容

本サービスの提供内容(加盟店)を「表 4.1-1 サービス提供内容(加盟店)」に示します。

表 4.1-1 サービス提供内容(加盟店)

項目		説明
請求代金の扱い		本サービスを用い利用者に商品・役務などを提供したことにより生じた請求代金は、ドコモが加盟店に立替払(クレジットカードによるお支払いの場合、債権の譲受け)を行います。
費用	立替払手数料	立替払等の対象として確定した請求代金の、各お支払い方法ごとの合計額に、ドコモが別に定める料率を乗じ、1円未満の端数を切り捨てた金額の合計額を立替払手数料とします。
	初期費用など	初期費用、登録料などの基本料金はいただいております。 ※固定費については、個別のご案内となります。
立替金の精算		ドコモが加盟店に支払う請求代金に係る立替金等(以下、「立替金」といいます)から立替払手数料を差し引き、指定口座への振込みにて、加盟店に支払います。

- 立替金等の精算の詳細については、『7 精算』を参照してください。

4.2 IPIDとサイトID

ドコモは加盟店にIPIDとサイトIDを発行します。IPIDは企業単位、サイトIDは加盟店サイト(屋号)単位に発行します。IPIDとサイトIDの詳細を「表 4.2-1 IPIDとサイトID」に示します。

表 4.2-1 IPIDとサイトID

名称	番号体系	説明
IPID	000XXXXXX00 下2桁が「00」の11桁の番号	企業単位でドコモが発行。 原則IPID単位で立替金等を精算し、加盟店に支払う。
サイトID	000XXXXXX01～99 IPIDと下2桁のみ異なる、下2桁が「01」～「99」の11桁の番号	加盟店サイト(屋号)単位に発行。 ドコモが提供するファイルは、サイトID単位で出力。また、BPサイトで決済を管理するために利用する。

- 番号体系は、IPID：下3桁が「000」の11桁の番号(000XXXXX000)、サイトID：下3桁が「001」～「999」の11桁の番号(000XXXXX001～999)で発行する場合があります。

4.3 企業コードと店舗コード

ドコモは加盟店に企業コードを発行します。加盟店は店舗を管理するため、企業コードに紐付く店舗コードを払い出し、店舗名などの店舗情報をドコモに申請します。この店舗情報に基づき、ドコモは「店舗マスタ」を保持します。店舗情報は各店舗の連絡先などを決済時のレシートメールや、ご利用明細画面に表示するために利用します。企業コード、店舗コードの詳細を「表 4.3-1 企業コード、店舗コードの詳細」に示します。

表 4.3-1 企業コード、店舗コードの詳細

名称	番号体系	説明
企業コード	最大20桁の英数字 原則「DCM+サイトID」の14桁のコード	ドコモが屋号単位で払い出す企業を特定するコード
店舗コード	最大20桁の英数字	加盟店が払い出す店舗を特定するコード ※加盟店がドコモに申請する。

- 1つの企業コードに対して、店舗コードALL0(以下、「代表店舗コード」といいます)の店舗情報の申請は必須です。ただし、ドコモが個別に認める番号体系により、代表店舗コードの申請を不要とする場合があります。
- 各店舗の情報は、ALL0の代表店舗コード、およびALL0以外の店舗コードで加盟店が払い出し申請します。
- 「企業コード+店舗コード」は、サイトIDに紐づき店舗マスタで店舗情報として管理され、インタフェースで利用します。
- 店舗情報に変更がある場合、ドコモへの再申請が必要です。

4.4 加盟店管理者サイトとBPサイト

ドコモが提供する「加盟店管理者サイト」と「BPサイト」は各サイトごとに発行されたログインIDで利用します。

● 加盟店管理者サイト

ドコモからのシステムメンテナンスなどの案内や、各種ドキュメントのダウンロード、加盟店からドコモへのお問い合わせが必要な場合に利用します。また、サーバ間の接続先や、ご利用明細に表示する加盟店サイトへのリンク先などの登録および変更、ドコモで作成する各種ファイルや、精算額通知書のダウンロードが可能です。なお、加盟店管理者サイトへログインするための加盟店担当者のアカウントは、アカウント管理から、複数発行することが可能です。

● BPサイト

決済処理時に必要なパスワードや、ドコモのご利用明細に表示される加盟店サイトへのリンク先などの登録を行います。また、ドコモで作成する各種ファイルや、精算額通知書のダウンロードが可能です。

4.5 決済処理と加盟店処理

本サービスでは、加盟店とドコモ間を接続するための、インタフェースを提供します。加盟店はインタフェースを構築し、バーコードまたはQRコードで決済処理を行うための「決済依頼処理」または「トークン依頼処理」や、決済の確認や取り消しなどを行うための「加盟店処理」を行います。詳細は『5 決済処理』をご確認ください。

5. 決済処理

本章では、本サービスで決済を行うための処理概要について説明します。

5.1 処理概要

利用者提示型では、利用者のスマートフォンなどで、d払いアプリにてドコモが発行するワンタイムトークンを基に表示したバーコードまたはQRコードを、加盟店がPOS／mPOS端末等で読み取り、決済を依頼します(決済依頼処理)。

加盟店提示型では、加盟店がドコモにワンタイムトークンを依頼します(トークン依頼処理)。発行されたワンタイムトークンを基に加盟店はQRコードを生成し、利用者のスマートフォンなどで、d払いアプリにてQRコードを読み取り決済を行います。決済内容が確認されると、ドコモは加盟店に決済結果を通知します(決済結果通知処理)。

加盟店は、決済の状態に応じて、取消や障害取消、減額などの処理を要求してください(加盟店処理)。

各処理の結果は、インタフェースのレスポンスの確認と共に、処理の翌日に出力する各種ファイルで確認する必要があります。

処理結果(各種ファイル)を基に、決済情報などの確認や、加盟店システムのメンテナンスなどを実施してください。

なお、dポイント加盟店が本サービスを導入する場合、制約事項があるため、必ずドコモに事前にお問い合わせください。

本サービスの決済処理に関する内容を「表 5.1-1 本サービスに関する決済処理」に示します。

表 5.1-1 本サービスに関する決済処理

処理分類		処理契機	説明	処理結果出力ファイル
利用者提示型	決済依頼処理	加盟店が決済依頼インタフェースで要求	加盟店が決済を依頼し、ドコモは立替払等の対象として確定する。立替払等の対象として確定した決済に対し、ドコモは決済番号を発行する。	確定完了ファイル
加盟店提示型	トークン依頼処理	加盟店がトークン依頼インタフェースで要求	加盟店がワンタイムトークンを依頼し、ドコモが発行する。	-
	決済結果通知処理	利用者がd払いアプリでQRコードを読み取り、決済内容を確認	ドコモから発行されたワンタイムトークンを基に生成したQRコードから決済が行われると、立替払等の対象として確定し、ドコモは加盟店へ決済番号を通知する。	確定完了ファイル

- 加盟店は、利用者に対する商品・役務などの提供状況と、ドコモから出力される各種ファイルで処理結果を確認するなど、適切に運用してください。
- 決済処理(決済依頼インタフェース)の要求を00:00直前に行うと、要求のタイミングなどにより00:00を過ぎて処理が完了する場合があります。その場合、各種ファイルへの出力は、決済処理の要求を行った翌々日となります。
- 加盟店提示型における決済処理のタイミングは、利用者の操作に依存します。その場合、決済結果通知をもって処理が完了したことを確認してください。

5.2 利用者提示型

利用者のd払いアプリにて表示したバーコードまたはQRコードを加盟店のPOS／mPOS端末が読み取り、決済を行うため決済依頼要求を行います。決済依頼要求は、加盟店がインタフェースを構築して実施します。

5.2.1 決済依頼処理のフロー

加盟店は決済を発生させるため、決済依頼処理を行います。加盟店からの決済依頼要求に対し、ドコモで処理し、請求代金を立替払等の対象として確定します。決済依頼処理のフローを「図 5.2-1 決済依頼処理フロー」に示します。

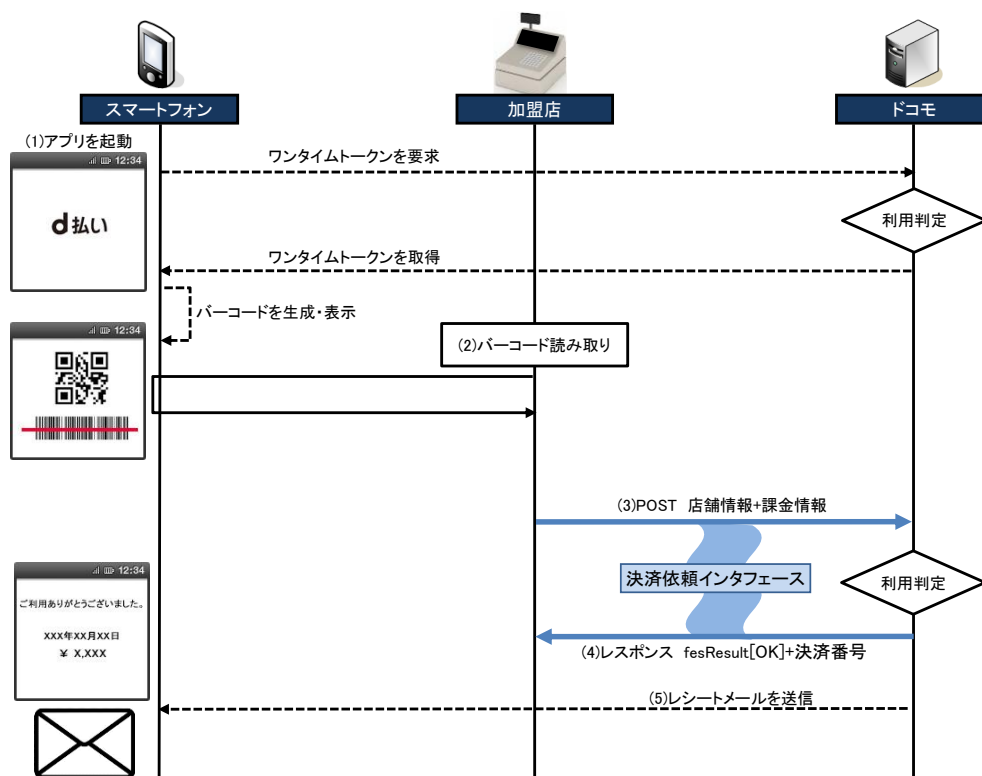


図 5.2-1 決済依頼処理フロー

- (1) 利用者がd払いアプリを起動すると、d払いアプリにてドコモが発行したワンタイムトークンを基に、バーコード(CODE128 (22桁))およびQRコードを表示します。
- (2) 加盟店は、バーコードまたはQRコードをレジで読み取ります。
- (3) 加盟店は、読み取った課金トークンで決済依頼を要求します(決済依頼インタフェース)。
- (4) 決済依頼を正常に処理した場合、ドコモは「fesResult[OK]+決済番号」をレスポンスしますので、加盟店は決済を完了させます。
- (5) ドコモは利用者にレシートメールを送信します。

5.2.2 dポイント加盟店 決済依頼処理のフロー

dポイント加盟店が本サービスを導入する場合のdポイント処理と本サービスの処理順について「図 5.2-2 決済依頼処理のフロー(dポイント加盟店)」に示します。

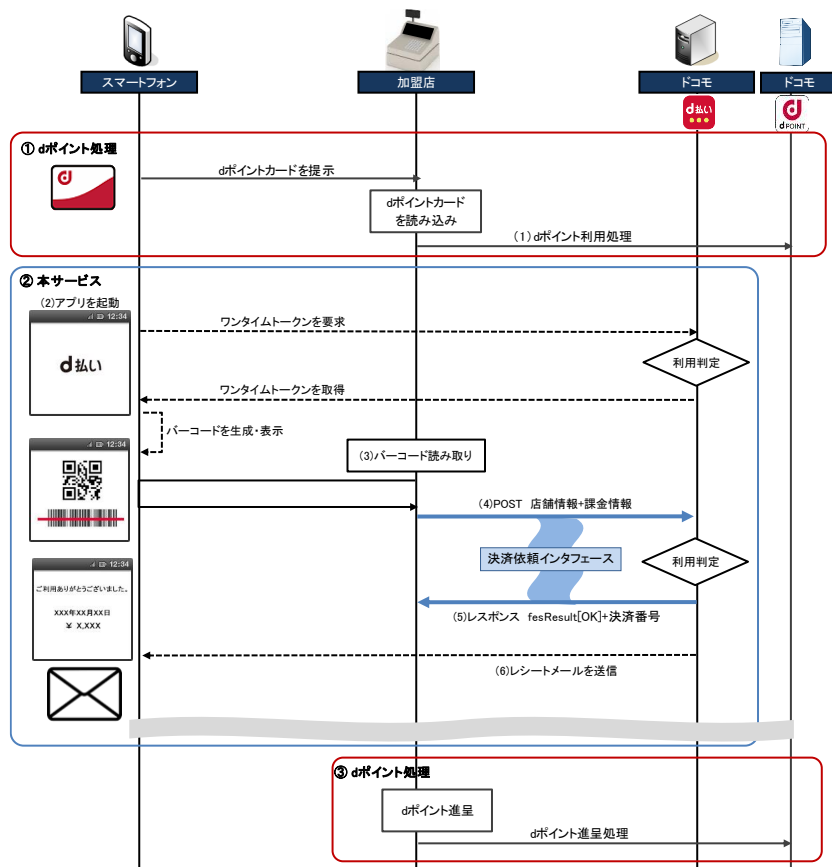


図 5.2-2 決済依頼処理のフロー(dポイント加盟店)

- (1) 加盟店はdポイントの利用処理を要求します。
- (2) 利用者がd払いアプリを起動すると、d払いアプリにてドコモが発行したワンタイムトークンを基に、バーコード(CODE128(22桁))およびQRコードを表示します。
- (3) 加盟店は、バーコードまたはQRコードをレジで読み取ります。
- (4) 加盟店は、読み取った課金トークンで決済依頼を要求します(決済依頼インタフェース)。
- (5) 決済依頼を正常に処理した場合、ドコモは「fesResult[OK]+決済番号」をレスポンスしますので、加盟店は決済を完了させます。
- (6) ドコモは利用者にレシートメールを送信します。
- (7) 加盟店はdポイントの進呈処理を要求します。

- dポイントと本サービスを1回の取引で同時に処理する場合は、「①dポイント利用処理 ②本サービスの決済処理 ③dポイント進呈処理」の処理順で行う必要があります。
- dポイントと本サービスのそれぞれの処理タイミングにより、dポイントが即時反映されない事象が稀に発生します。店頭のレシート印字内容には、dポイントは即時反映されない場合があることを記載してください。
- dポイント加盟店が、本サービスを導入する場合は、加盟店システム構築前にドコモにお問い合わせください。

5.2.3 決済依頼レスポンスエラー時の注意事項

決済依頼のレスポンスが以下のエラーとなった場合、加盟店とドコモで決済状態が一致しない事象が発生する可能性があります。

- 通信遮断などによるタイムアウト
- HTTPレスポンスエラー
- fesResult[NG]

加盟店とドコモで決済状態が一致しない事象が発生した場合、加盟店は「障害取消」を実施してください。加盟店とドコモで決済状態が一致しない事象について、タイムアウトを例に「図 5.2-3 タイムアウト発生時の決済状態(決済依頼)」に示します。

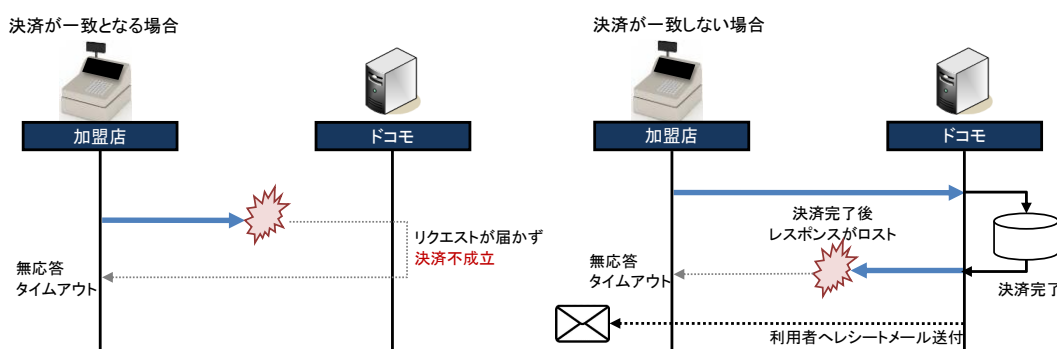


図 5.2-3 タイムアウト発生時の決済状態(決済依頼)

障害取消は、即時に実施する方法と、決済状態を事前に確認する方法があります。加盟店の判断にて、適切な処理を実施してください。障害取消を行うパターンについて「表 5.2-1 障害取消のパターン」に示します。

表 5.2-1 障害取消のパターン

No.	項目	内容
1	即時障害取消(推奨)	ドコモの決済状態が不明であると判断した後、即時に障害取消を要求する。翌日以降にドコモから提供する結果ファイルと突合後、不整合があった場合、障害取消を要求する。
2	状態確認後、障害取消	ドコモの決済状態が不明であると判断した後、システムから決済確認要求または新決済確認要求を行い、不整合があった場合は障害取消を要求する。翌日以降にドコモから提供する結果ファイルと突合後、不整合があった場合、障害取消を要求する。
3	結果ファイル突合後、障害取消	翌日以降にドコモから提供する結果ファイルと突合後、不整合があった場合、障害取消を要求する。

- サーバ間のネットワーク障害やサーバ処理の遅延などが発生した場合、「決済依頼要求」よりも「障害取消要求」や「決済確認要求」「新決済確認要求」が先に到達する可能性があります。
- 同一の課金トークンを再送すると課金トークン参照エラーとなる場合があるため、決済依頼インタフェースを再送しないでください。
- 処理結果ごとに店舗で適切な対応ができるよう、加盟店は運用対処を実施してください。決済依頼のレスポンス状況ごとの具体的な運用対処については『d払い(バーコード決済) インタフェース仕様書 利用者提示型』を参照してください。

5.3 加盟店提示型

加盟店はQRコード生成・表示するためトークン依頼要求を行います。利用者がd払いアプリにて決済が行われるとドコモは加盟店に決済結果を通知します。トークン依頼要求、決済結果通知は、加盟店がインタフェースを構築して実施します。

5.3.1 トークン依頼・決済結果通知処理のフロー

加盟店はQRコードを生成するため、トークン依頼処理を行い、ドコモはワンタイムトークンを加盟店へ発行します。d払いアプリにて決済が行われるとドコモで処理し、請求代金を立替払等の対象として確定します。加盟店に対し決済結果を通知します。トークン依頼・決済結果通知処理のフローを「図 5.3-1 トークン依頼・決済結果通知処理フロー」に示します。

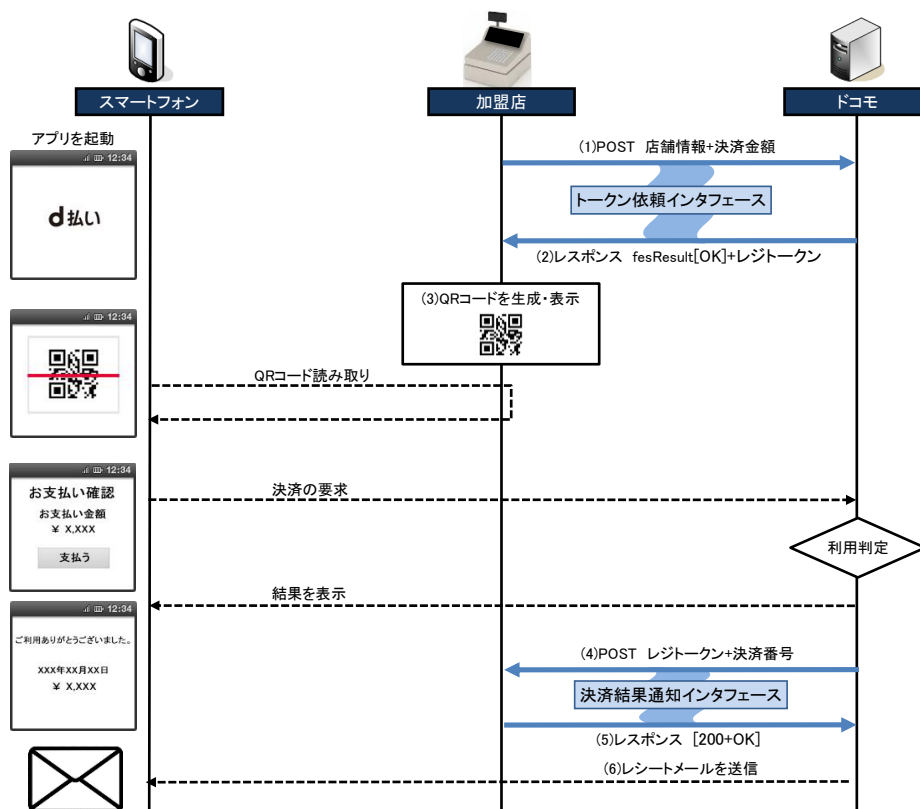


図 5.3-1 トークン依頼・決済結果通知処理フロー

- (1) 加盟店は、ドコモにワンタイムトークンの依頼を要求します(トークン依頼インタフェース)。
- (2) ドコモは、「fesResult[OK]+レジトークン」をレスポンスします。
- (3) 加盟店は、取得したレジトークンを基に、QRコードを生成しPOS／mPOS端末などに表示します。
- (4) d払いアプリから決済が行われると、ドコモは加盟店に「レジトークン+決済番号」を通知します。
- (5) 加盟店は、「200 OK」をレスポンスし、決済を完了させます。
- (6) ドコモは利用者にレシートメールを送信します。

- QRコードの読み取り時に利用者のd払いアプリにてエラー表示されると、決済結果通知インタフェースによるfesResult[NG]が返却されない場合があります。この場合、加盟店ごとの規定秒数経過後に後続処理(処理要求インタフェースによる決済確認要求など)を実施し、決済が成立していない(該当データなし)場合は、トークン依頼から再度処理を行ってください。

5.3.2 dポイント加盟店 トークン依頼・決済結果通知処理のフロー

dポイント加盟店が本サービスを導入する場合のdポイント処理と本サービスの処理順について「図 5.3-2 トークン依頼・決済結果通知処理フロー(dポイント加盟店)」に示します。

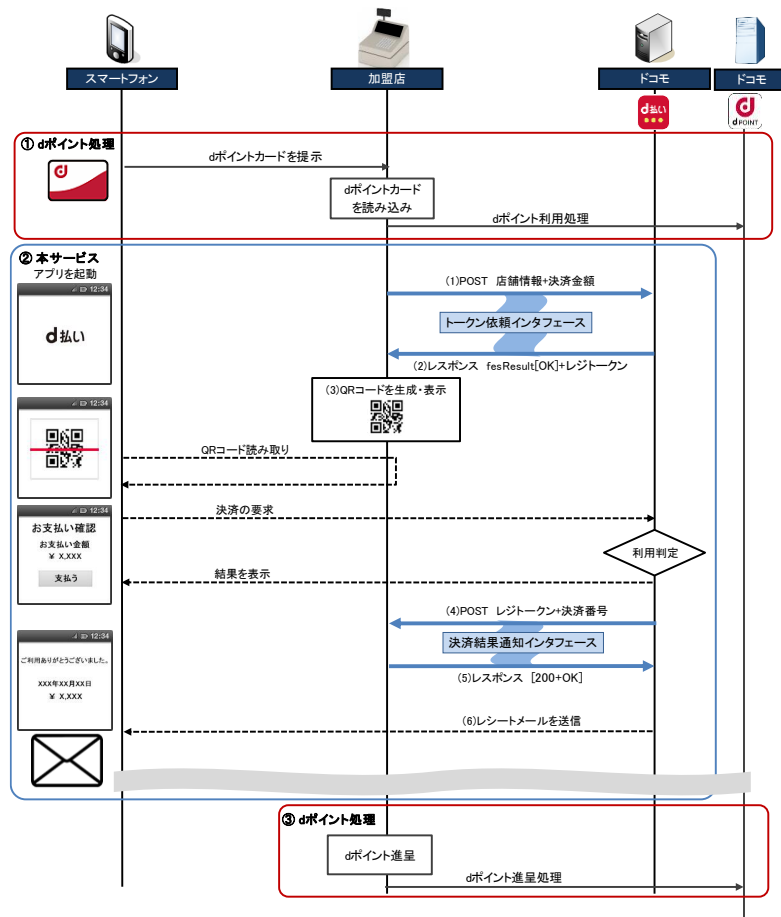


図 5.3-2 トークン依頼・決済結果通知処理フロー(dポイント加盟店)

- (1) 加盟店はdポイントの利用処理を要求します。
- (2) 加盟店は、ドコモにワンタイムトークンの依頼を要求します(トークン依頼インタフェース)。
- (3) ドコモは、「fesResult[OK]+レジトークン」をレスポンスします。
- (4) 加盟店は、取得したレジトークンを基に、QRコードを生成しPOS／mPOS端末などに表示します。
- (5) d払いアプリから決済が行われると、ドコモは加盟店に「レジトークン+決済番号」を通知します。
- (6) 加盟店は、「200 OK」をレスポンスし、決済を完了させます。
- (7) ドコモは利用者にレシートメールを送信します。
- (8) 加盟店はdポイントの進呈処理を要求します。

- dポイントと本サービスを1回の取引で同時に処理する場合は、「①dポイント利用処理 ②本サービスの決済処理 ③dポイント進呈処理」の処理順で行う必要があります。
- dポイントと本サービスのそれぞれの処理タイミングにより、dポイントが即時反映されない事象が稀に発生します。店頭のレシート印字内容には、dポイントは即時反映されない場合があることを記載してください。
- dポイント加盟店が、本サービスを導入する場合は、加盟店システム構築前にドコモにお問い合わせください。

5.3.3 決済結果通知リクエストエラー時の注意事項

トークン依頼インターフェースの失効日時を経過し、決済結果通知リクエストが以下の状態となった場合、加盟店とドコモで決済状態が一致しない事象が発生する可能性があります。

- 通信遮断などによるタイムアウト
- fesResult[NG]

加盟店とドコモで決済状態が一致しない事象について、タイムアウトを例に「図 5.3-3 タイムアウト発生時の決済状態(決済結果通知)」に示します。

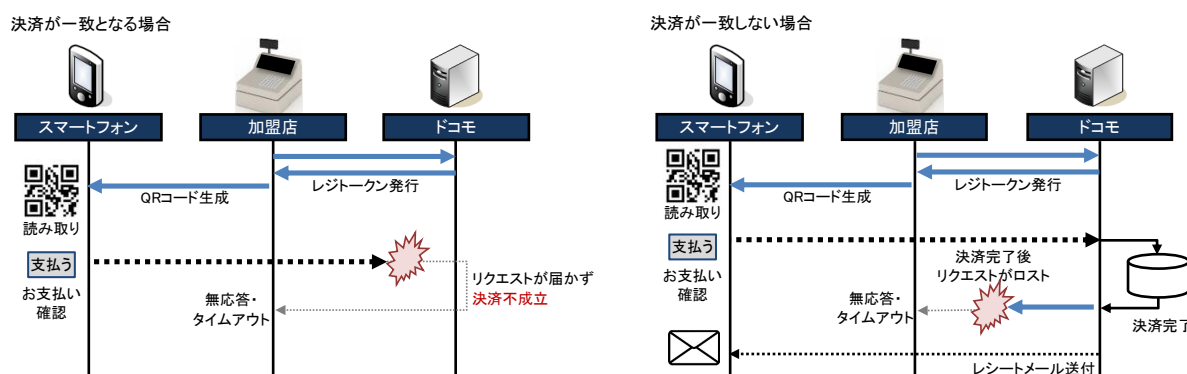


図 5.3-3 タイムアウト発生時の決済状態(決済結果通知)

加盟店はサービス形態や業態ごとに、QRコード生成からの規定秒数を設け、規定秒数経過後の処理を実施してください。規定秒数の経過後、処理要求インターフェースにて決済確認要求または新決済確認要求の実施を推奨します。処理要求後、加盟店の判断にて、適切な処理(障害取消など)を実施してください。

なお、翌日にドコモが提供する結果ファイルによる加盟店システムでの突合は必ず実施し、加盟店システムとドコモの状態が不一致とならないよう処理を行ってください。

- サーバ間のネットワーク障害や、サーバ処理の遅延などが発生した場合、「決済結果通知」よりも「障害取消要求」や「決済確認要求」「新決済確認要求」が先に到達する可能性があります。
- 利用者からd払いアプリにて、同一のレジトークンによるQRコードを読み取ると決済処理にてエラーとなる場合があるため、加盟店は同一のレジトークンを使用したQRコードを表示しないでください。
- 処理結果ごとに店舗で適切な対応ができるよう、加盟店は運用対処を実施してください。決済結果通知のリクエスト状況ごとの具体的な運用対処については『d払い(バーコード決済) インタフェース仕様書 加盟店提示型』を参照してください。

5.3.4 有効秒数と規定秒数

有効秒数および規定秒数は、加盟店がサービス形態や業態に応じて設定します。

- 有効秒数とは、加盟店が生成するQRコードのレジトークンを、ドコモが有効として扱う秒数です。レジトークンの発行日時以降～有効秒数までの間にd払いアプリにて決済が行われると、ドコモは決済処理を実施します。
- 規定秒数とは、加盟店が生成するQRコードに対するドコモの決済処理を、加盟店が有効として扱う秒数です。QRコードの有効秒数とドコモでの決済処理状況などを勘案し、規定秒数を経過した場合、加盟店は後続の処理を実施してください。

有効秒数と規定秒数について「図 5.3-4 有効秒数と規定秒数」に示します。

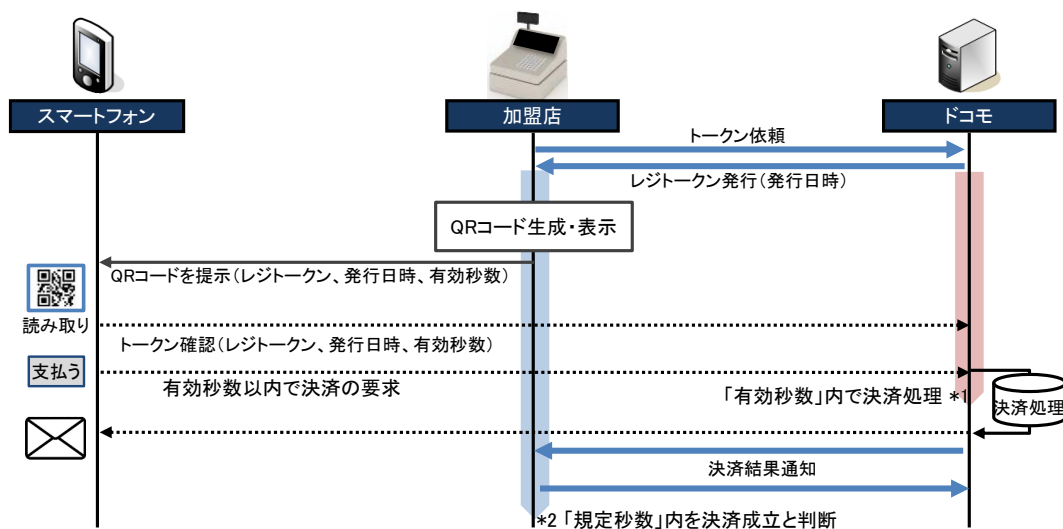


図 5.3-4 有効秒数と規定秒数

5.4 処理結果

加盟店は処理結果を各種ファイルで確認する必要があります。各種ファイルの出力タイミングについて「図 5.4-1 処理結果の確認」に示します。

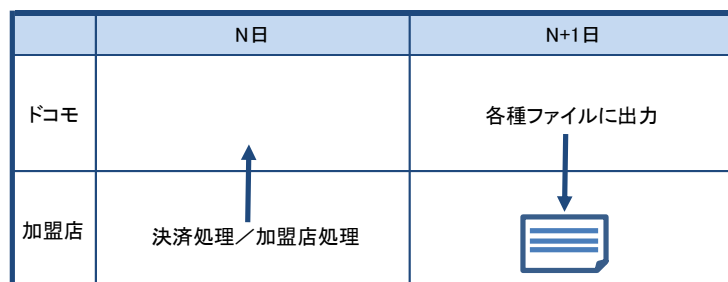


図 5.4-1 処理結果の確認

加盟店が行うファイルによる確認の分類について「表 5.4-1 ファイルによる確認」に示します。

表 5.4-1 ファイルによる確認

分類	説明
確定完了ファイル	決済の確定状況を加盟店が確認する
取消完了ファイル	取消要求/障害取消要求後の決済の確定状況を確認する
補正完了ファイル	減額補正要求後の決済の確定状況を確認する
売上管理抽出データファイル	すべての決済(レコード)を確認する ※BPサイト・売上管理からの「CSV作成予約」や加盟店管理者サイト・ダウンロードファイル予約からの「売上管理抽出データファイル作成予約」により作成

6. 加盟店処理

本章では、本サービスで加盟店処理を行うための処理概要について説明します。

6.1 処理概要

決済後、決済状態の確認や、減額、取消などを行うため、加盟店処理を行います。加盟店からの処理要求を受けて、ドコモは処理を行い、処理結果を通知します。加盟店は、処理結果(各種ファイル)を確認し、加盟店で管理している決済情報を更新するなど、適切に処理を実施してください。加盟店が処理要求を行い、処理結果に対して適切な処理を行うまでの一連の処理を「加盟店処理」といいます。

この加盟店処理のうち、処理要求での減額補正や取消などは、月末23:59までに実施する必要があるため、この期限を「加盟店処理実施期限」といいます。ただし、やむを得ない事由などにより期限までに加盟店処理を行えない場合、翌々月末日23:59まで加盟店処理を認める場合があり、この期限を「加盟店処理実施最終期限」といいます。

本サービスの加盟店処理に関する内容を「表 6.1-1 本サービスに関する加盟店処理」に示します。

表 6.1-1 本サービスに関する加盟店処理

処理分類	処理契機	説明	処理結果出力ファイル
加盟店処理	加盟店が処理要求インタフェースで要求	加盟店が請求代金を立替払等の対象から除外する(取消要求/障害取消要求)*	取消完了ファイル
		加盟店が請求代金を減額し、立替払等の対象として確定する(減額補正要求)*	補正完了ファイル
		依頼した決済の状態を確認する(決済確認要求、新決済確認要求)	-

* 「加盟店処理実施期限」までに実施する必要があります。

- 利用者への代金請求後に取消処理、障害取消、減額補正処理を実施した場合、返金扱い(マイナス請求)になります。
- 加盟店処理の要求を00:00直前に行うと、要求のタイミングなどにより00:00を過ぎて処理が完了する場合があります。その場合、各種ファイルへの出力は要求を行った翌々日となります。
- 加盟店処理による減額補正や取消/障害取消が正常に完了しなかった(利用判定NGなど)場合、利用者への返金はありません。処理結果(各種ファイル)は必ず確認してください。
- BPサイトや加盟店管理者サイトを利用して加盟店処理を実施することも可能です。詳細は『d払い(バーコード決済) BPサイト操作マニュアル』または『d払い(バーコード決済/ミニアプリ) 加盟店管理者サイト操作マニュアル』を参照してください。

6.1.1 処理要求のフロー

加盟店は決済の減額や取消、決済状態の確認を行うため、処理要求インターフェースで加盟店処理を行います。加盟店からの処理要求に対し、ドコモは受け付け結果を通知後、処理を行います。処理要求のフローを「図 6.1-1 処理要求のフロー」に示します。

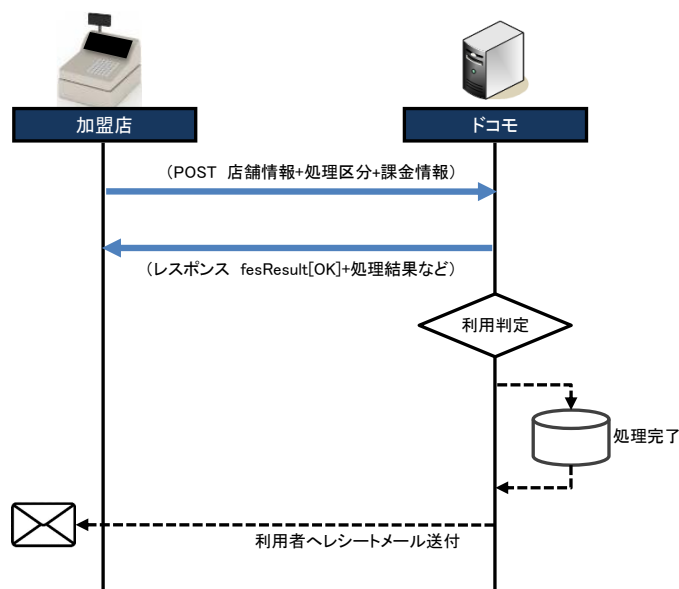


図 6.1-1 処理要求のフロー

- 処理要求のレスポンス(fesResult)が「OK」でも、処理結果によっては、処理済みにならない場合があります。加盟店は、必要に応じ、処理要求を再送するなどの運用対処を実施してください。処理要求レスポンス状況ごとの具体的な運用対処については『d払い(バーコード決済) インタフェース仕様書 利用者提示型』または『d払い(バーコード決済) インタフェース仕様書 加盟店提示型』を参照してください。

6.1.2 取消

誤ったレジオペレーションの修正時や、商品の返品の際に、一旦確定した決済を「課金番号」で取り消す処理です。

一旦確定した決済を取り消す場合は、減額補正処理ではなく、取消処理を利用してください。

6.1.3 障害取消

決済を行った際、ドコモからの結果応答を取得できない場合や、ネットワーク障害の発生時など、加盟店にて決済の状態が不明な場合に、決済日を含む4日以内の決済を「加盟店注文番号」で取り消す処理です。

加盟店にて決済の状態が不明な場合は、「障害取消」を実施してください。詳細は「5.2.3決済依頼レスポンスエラー時の注意事項」または「5.3.3決済結果通知リクエストエラー時の注意事項」を参照してください。

なお、「課金番号」を利用する場合、加盟店処理の実施可能な期間内は取消処理と同様に決済を取り消すことができます。

6.1.4 減額補正

決済金額から一部の金額を減額補正する処理です。

減額補正要求を行った決済に対し、取消要求または障害取消要求を行うことはできません。減額補正要求を行った決済を取り消したい場合、0円になるよう減額補正要求を実施してください。

なお、決済時にdポイント充当で決済金額の一部をお支払いになる場合、充当分(dポイント)以外のお支払い方法から優先的に減額(返金)します。

例) 決済金額1,000円(電話料金合算払い: 400円+dポイント充当: 600ポイント)に対し、600円減額する場合、電話料金合算払い: 400円返金、dポイント充当: 200ポイント返金となり、dポイント充当: 400ポイントが請求対象となります。

6.1.5 決済確認

決済依頼インタフェースで要求した決済の状態を確認する処理です。

6.1.6 新決済確認

決済依頼インタフェースで要求した決済の状態を1件ずつ確認する処理です。

※レスポンス返却までの時間が「決済確認」より短い処理となります。

6.2 加盟店処理実施期限

利用月の月末23:59を「加盟店処理実施期限」とし、加盟店は加盟店処理(取消、障害取消、減額補正)をこの期日までに実施してください。加盟店処理実施期限までに処理できない場合、利用月の翌々月末日23:59を「加盟店処理実施最終期限」とし、この期日までの加盟店処理を別に認める場合があります。

なお、加盟店処理実施最終期限を過ぎて加盟店処理を行うと、エラーとなり加盟店処理は受け付けられません。

利用月がN月の加盟店処理実施期限と加盟店処理実施最終期限を「図 6.2-1 加盟店処理実施期限」に示します。

N月	N+1月	N+2月
末日 23:59		末日 23:59
利用月 加盟店処理実施期限		加盟店処理実施最終期限

図 6.2-1 加盟店処理実施期限

- BPサイトからの取消、減額補正は、19:59までに受け付けた要求を、20:00以降からドコモが処理を行います。BPサイトを利用する場合、加盟店は19:59までに取消、減額補正を要求してください。20:00以降の要求は翌日の受け付け分となります。

6.2.1 加盟店処理のタイミング

決済後、加盟店処理実施最終期限まで加盟店処理(取消、障害取消、減額補正)を行うことが可能です。なお、利用者がd払いアプリをアンインストールした場合においても、加盟店処理実施最終期限まで加盟店処理を行うことが可能です。加盟店処理が行える時間を「図 6.2-2 加盟店処理のタイミング」に示します。

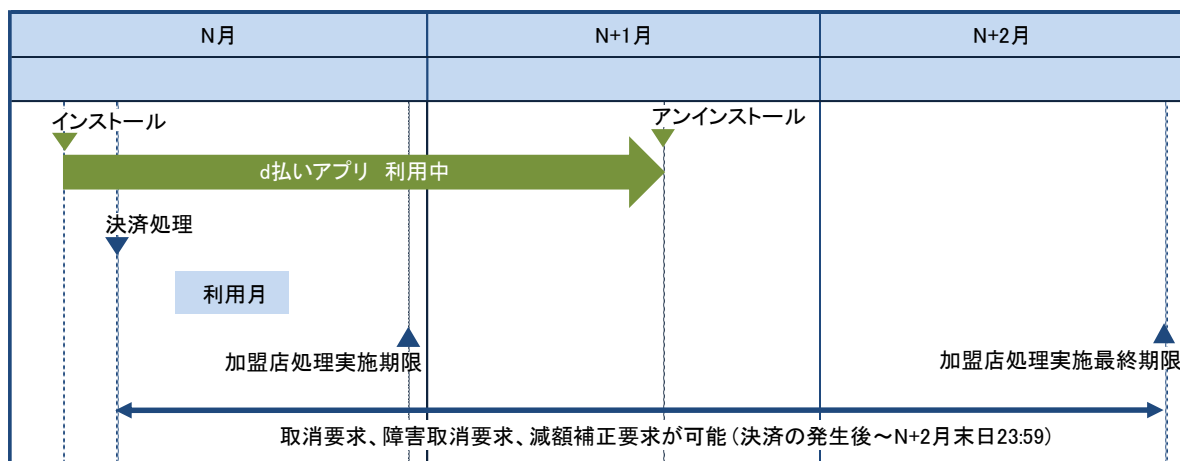
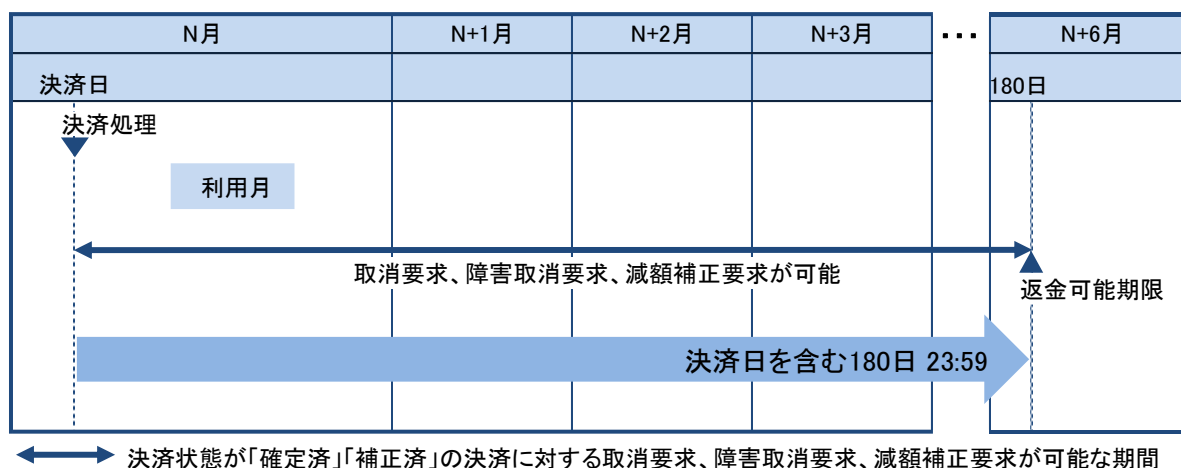


図 6.2-2 加盟店処理のタイミング

6.2.2 返金可能期限

加盟店は取消処理、障害取消処理および減額補正処理は、原則として当月内に実施してください。ただし、やむを得ない事由などにより当月内に行えない場合、決済日を含む180日(決済日から179日後)23:59を「返金可能期限」とし、取消要求、障害取消要求および減額補正要求を実施することができます。立替払の対象として確定した請求代金が、返品・キャンセルなどにより返金が発生する場合、該当の決済に対してこの期限より前に取消など実施してください。返金可能期限について「図 6.2-3 返金可能期限」に示します。



- 利用者のお支払い方法が「dカード」または「その他クレジットカード」の場合、利用者のクレジットカード状況により、取消処理、障害取消処理および減額補正処理が行えない場合があります。
- 利用者による携帯電話の解約手続きなどにより、取消処理、障害取消処理および減額補正処理が行えない場合があります。
- インタフェースやBPサイト、加盟店管理者サイトから、各決済の返金可能期限の確認はできません。各決済の決済日より、ご判断ください。
- BPサイトからの取消、減額補正は、19:59までに受け付けた要求を、20:00以降にドコモが処理を行います。BPサイトを利用する場合、加盟店は19:59までに取消、減額補正を要求してください。

6.3 処理結果

加盟店は処理結果を各種ファイルで確認する必要があります。各種ファイルの出力タイミングについて「図 6.3-1 処理結果の確認」に示します。

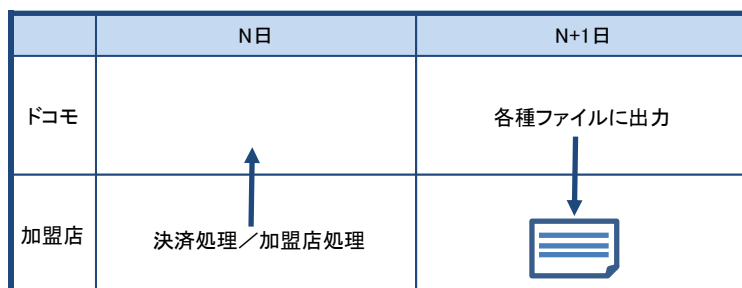


図 6.3-1 処理結果の確認

加盟店が行うファイルによる確認の分類について「表 6.3-1 ファイルによる確認」に示します。

表 6.3-1 ファイルによる確認

分類	説明
確定完了ファイル	決済の確定状況を加盟店が確認する
取消完了ファイル	取消要求/障害取消要求後の決済の確定状況を確認する
補正完了ファイル	減額補正要求後の決済の確定状況を確認する
売上管理抽出データファイル	すべての決済(レコード)を確認する ※BPサイト・売上管理からの「CSV作成予約」や加盟店管理者サイト・ダウンロードファイル予約からの「売上管理抽出データファイル作成予約」により作成

7. 精算

請求代金を立替払等の対象として確定するには、加盟店からの決済依頼要求や、利用者によるd払いアプリでのQRコード読み取り後、ドコモでの処理が完了する必要があります。また、確定した請求代金を取消/補正するには、加盟店処理実施期限までに加盟店処理を行う必要があります。処理が正常に完了しなかった場合は精算対象とはなりませんので、加盟店は必要に応じ、処理結果(各種ファイル)を確認するなど、適切な処理を実施してください。

7.1 手数料

立替払等の対象として確定した請求代金の、各お支払い方法ごとの合計額に、ドコモが別に定める料率を乗じて算出します。なお、1円未満の端数は切り捨てます。お支払い月をN月とした場合、ドコモが加盟店に支払う立替金等(対象期間がN-1月)に対する手数料は、以下の式で算出します。

A=電話料金合算払い(クーポン充当含む)×手数料率

B=dカード(クーポン充当含む)×手数料率

C=その他クレジットカード(クーポン充当含む)×手数料率

D=d払い残高からのお支払い(クーポン充当含む)×手数料率

E=dポイント充当×手数料率

※A～Eは端数切捨

手数料=A+B+C+D+E

- 手数料の消費税区分は、立替払モデルでの提供のため非課税です。

7.2 精算額通知書

ドコモが加盟店に支払う立替金等は、「精算額通知書」で通知します。精算額通知書はIPID単位、サイトID単位で毎月20日頃に作成されます。作成された精算額通知書はBPサイトや加盟店管理者サイトより当月を含む直近12ヵ月分をダウンロードすることが可能です。

- 精算額通知書に出力する精算対象の内訳は、精算対象内訳ファイルに出力します。詳細については『d払い(バーコード決済) ファイルレイアウト仕様書』を参照してください。

精算額通知書に記載されている項目を「表 7.2-1 精算額通知書の項目」に、IPID単位、サイトID単位で作成された精算額通知書のイメージを「図 7.2-1 精算額通知書イメージ(IPID単位・サイトID単位)」に示します。

表 7.2-1 精算額通知書の項目

No.	項目	内容
(1)	立替金	立替払等の対象として確定した、以下の各請求代金の合計額。 ※お支払い方法ごとに明細行を記載
(2)	手数料	(1)各立替金等に、ドコモが別に定める料率を乗じた金額。 ※お支払い方法ごとに明細行を記載
(3)	その他手数料	本サービスでは使用しません。
(4)	固定費	ドコモが別に定める金額。 ※個別のご案内となります。
(5)	dポイント進呈代金(キャンペーン)	キャンペーンなどのポイントとして計上する合計金額。 ※個別のご案内となります。
(6)	今回のご精算金額	ドコモが加盟店に対して精算する金額の総計。

【契約会社名】
株式会社〇〇

【支払先名】
株式会社〇〇

IPID
XXXXXXXXXXXX

ご利用
今回の

(都度決済)

【契約会社名】
株式会社〇〇

【支払先名】
株式会社〇〇

サイトID
XXXXXXXXXXXX

IPID
XXXXXXXXXXXX

加盟店名
〇〇〇〇〇〇

株式会社NTTドコモ

精算額通知書

2018年10月15日締分

項目	No.	各項目計算方法	小計	消費税	消費税区分	合計
立替金	(1)	電話料金合算払いの合計 dカード支払いの合計 その他クレジットカード支払い d払い残高からの支払いの合計 dポイント充当の合計	XXXXXX XXXXXX XXXXXX XXXXXX XXXXXX	-	非課税	XXXXXX
手数料	(2)	電話料金合算払いの合計×手数料 dカード支払いの合計×手数料 その他クレジットカード支払い d払い残高からの支払いの合計×手数料 dポイント充当の合計×手数料	XXXX XXXX XXXX XXXX XXXX	-	非課税	XXXX
その他手数料	(3)	電話料金合算払いの合計×その他手数料 dカード支払いの合計×その他手数料 その他クレジットカード支払い d払い残高からの支払いの合計×その他手数料 dポイント充当の合計×その他手数料	XXXX XXXX XXXX XXXX XXXX	-	課税	0
固定費	(4)	設定金額	XXXX	XXX	課税	XXXX
dポイント進呈代金(キャンペーン)	(5)	dポイント進呈代金(キャンペーン)の合計	XXX	-	非課税	XXX
今回のご精算金額	(6)	(1) - (2) - (3) - (4) - (5)				XXXXXX

※立替金は完了要求実施期限までに請求確定された決済金額の合計を表します。
利用者の解約などにより、表示の対象期間外の精算額が含まれることがあります。
※今回のご精算金額がマイナスとなった場合、原則ドコモから別途請求書発行を行います。

○今回の精算額

XXXXXX円

図 7.2-1 精算額通知書イメージ(IPID単位・サイトID単位)

- 精算額通知書の出力項目はイメージです。実際の出力項目と異なる場合があります。

7.3 精算対象

立替払等の対象として確定した請求代金が、精算対象になります。

なお、取消・障害取消・減額補正が必要な場合、受け付けた加盟店処理に対し、処理が正常に完了しなかった場合は取消・障害取消・減額対象となりませんので、加盟店は処理結果(各種ファイル)を確認してください。

7.4 精算スケジュール

7.4.1 通常の精算スケジュール

通常、加盟店への立替金等の支払いは、利用した期間(対象期間)の翌月25日頃に行います。

7.4.1.1 サービス利用時の精算スケジュール

対象期間(N月)に決済を行った場合の精算スケジュールについて「図 7.4-1 精算スケジュール(サービス利用)」に示します。

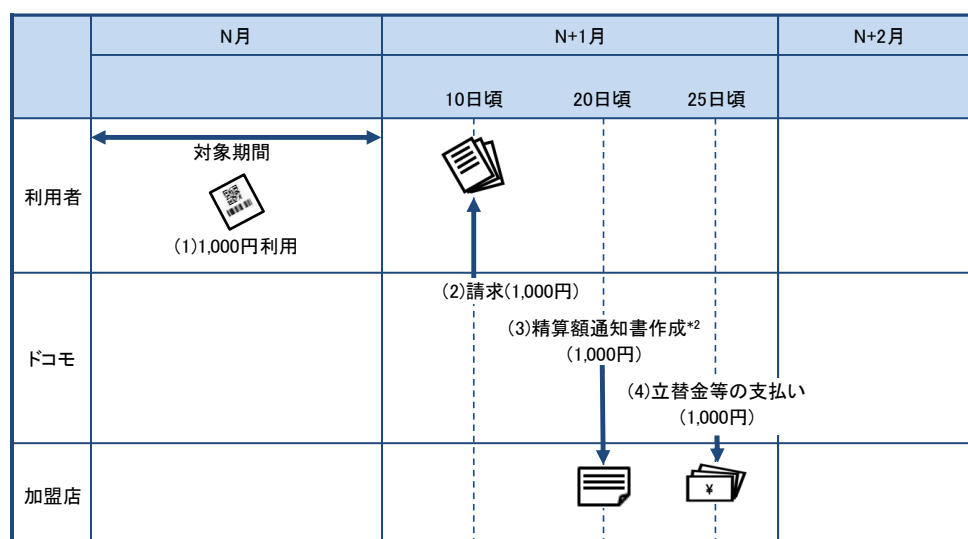


図 7.4-1 精算スケジュール(サービス利用)

- (1) 利用者は、N月に決済を行います。
- (2) ドコモはN+1月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (3) ドコモはN+1月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*2を加盟店に通知します。
- (4) ドコモはN+1月25日頃に、立替金等の支払いを行います。

*1 お支払い方法が「dカード」「その他クレジットカード」の場合、利用者への請求は各クレジットカード会社から行い、請求日などは異なります。

*2 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「03」となります。

7.4.1.2 加盟店処理実施時の精算スケジュール

加盟店処理実施期限までに加盟店処理を行った場合の精算スケジュールについて「図 7.4-2 精算スケジュール(加盟店処理実施期限までの加盟店処理)」に示します。

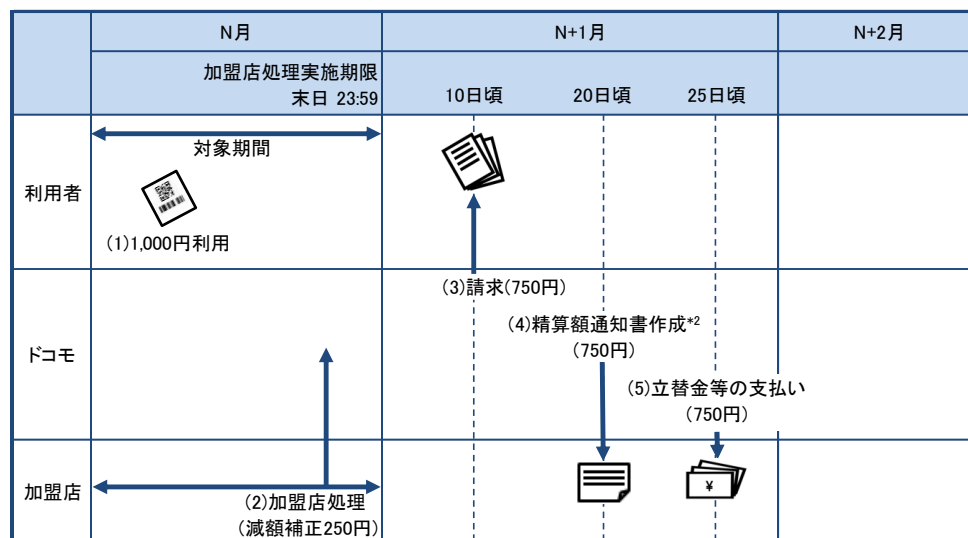


図 7.4-2 精算スケジュール(加盟店処理実施期限までの加盟店処理)

- (1) 利用者は、N月に決済を行います。
- (2) 加盟店は、加盟店処理実施期限までに減額補正を行います。
- (3) ドコモはN+1月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (4) ドコモはN+1月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*2を加盟店に通知します。
- (5) ドコモはN+1月25日頃に、立替金等の支払いを行います。

*1 お支払い方法が「dカード」「その他クレジットカード」の場合、利用者への請求は各クレジットカード会社から行い、請求日などは異なります。

*2 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「03」となります。

7.4.2 加盟店処理実施期限超過後の精算

返品などにより加盟店処理実施期限を超えて加盟店処理を行った場合、加盟店処理を行う時期により、処理の反映月が異なります。以下に加盟店処理実施期限超過後に減額補正を行った例を示します。

7.4.2.1 翌月2日頃までに加盟店処理を行った場合

加盟店処理実施期限を超えて、対象期間の翌月2日頃までに減額補正を行った場合、翌々月25日頃の立替金等の支払いに減額補正分を反映します。精算スケジュールを「図 7.4-3 精算スケジュール(翌月2日頃の加盟店処理)」に示します。

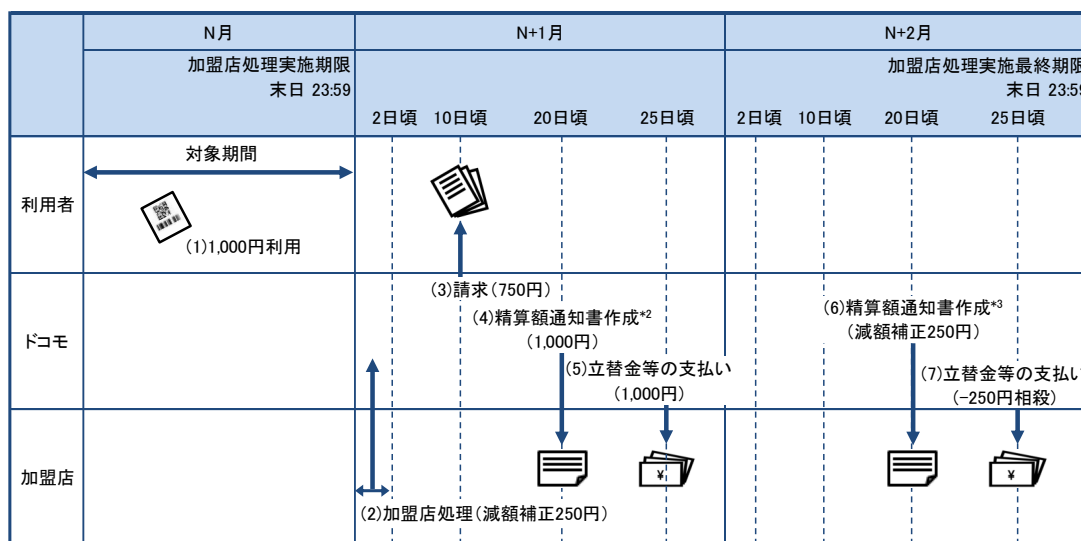


図 7.4-3 精算スケジュール(翌月2日頃の加盟店処理)

- (1) 利用者は、N月に決済を行います。
- (2) 加盟店は、N+1月2日頃までに減額補正を行います。
- (3) ドコモは、N+1月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (4) ドコモは、N+1月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*2を加盟店に通知します。
- (5) ドコモは、N+1月25日頃に、立替金等の支払いを行います。
- (6) ドコモは、N+2月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*3を加盟店に通知します。
- (7) ドコモは、N+2月25日頃に、立替金等の支払いを行います。

*1 お支払い方法が「dカード」「その他クレジットカード」の場合、利用者への請求は各クレジットカード会社から行い、請求日などは異なります。

*2 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「03」となります。

*3 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「24」となります。

7.4.2.2 翌月2日以降～翌月末日までに加盟店処理を行った場合

加盟店処理実施期限を超えて、対象期間の翌月2日以降～翌月末日までに減額補正を行った場合、翌々月25日頃の立替金等の支払いに減額補正分を反映します。精算スケジュールを「図 7.4-4 精算スケジュール(翌月2日以降～翌月末日の加盟店処理)」に示します。

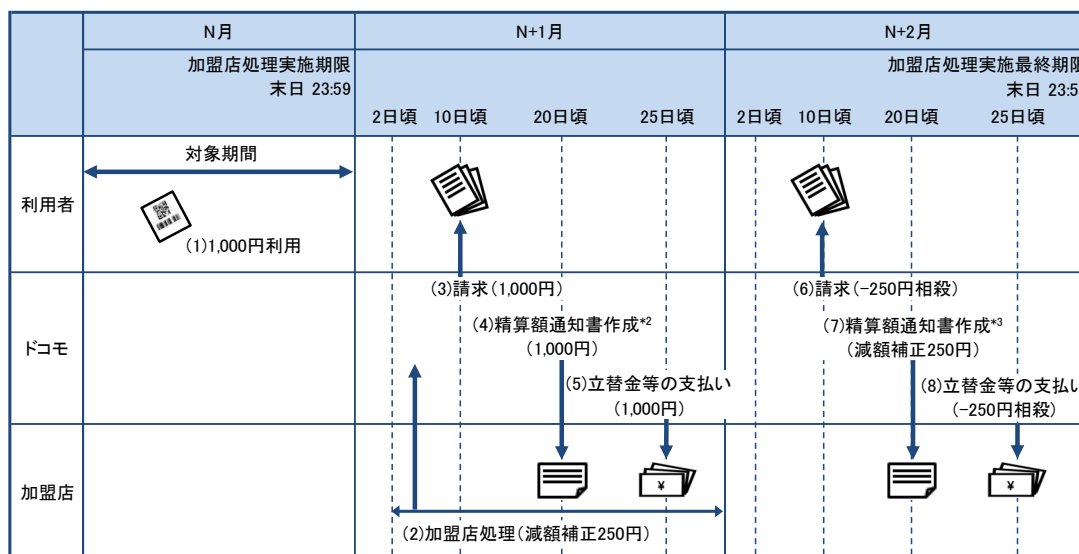


図 7.4-4 精算スケジュール(翌月2日以降～翌月末日の加盟店処理)

- (1) 利用者は、N月に決済を行います。
- (2) 加盟店は、N+1月2日以降～N+1月末日までに減額補正を行います。
- (3) ドコモは、N+1月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (4) ドコモは、N+1月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*2を加盟店に通知します。
- (5) ドコモは、N+1月25日頃に、立替金等の支払いを行います。
- (6) ドコモは、N+2月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (7) ドコモは、N+2月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*3を加盟店に通知します。
- (8) ドコモは、N+2月25日頃に、立替金等の支払いを行います。

*1 お支払い方法が「dカード」「その他クレジットカード」の場合、利用者への請求は各クレジットカード会社から行い、請求日などは異なります。

*2 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「03」となります。

*3 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「0F」となります。

7.4.2.3 翌月末日～加盟店処理実施最終期限までに加盟店処理を行った場合

加盟店処理実施期限を超えて、対象期間の翌月末日～加盟店処理実施最終期限までに減額補正を行った場合、3か月後の25日頃の立替金等の支払いに減額補正分を反映します。精算スケジュールを「図 7.4-5 精算スケジュール(翌月末日～加盟店処理実施最終期限の加盟店処理)」に示します。

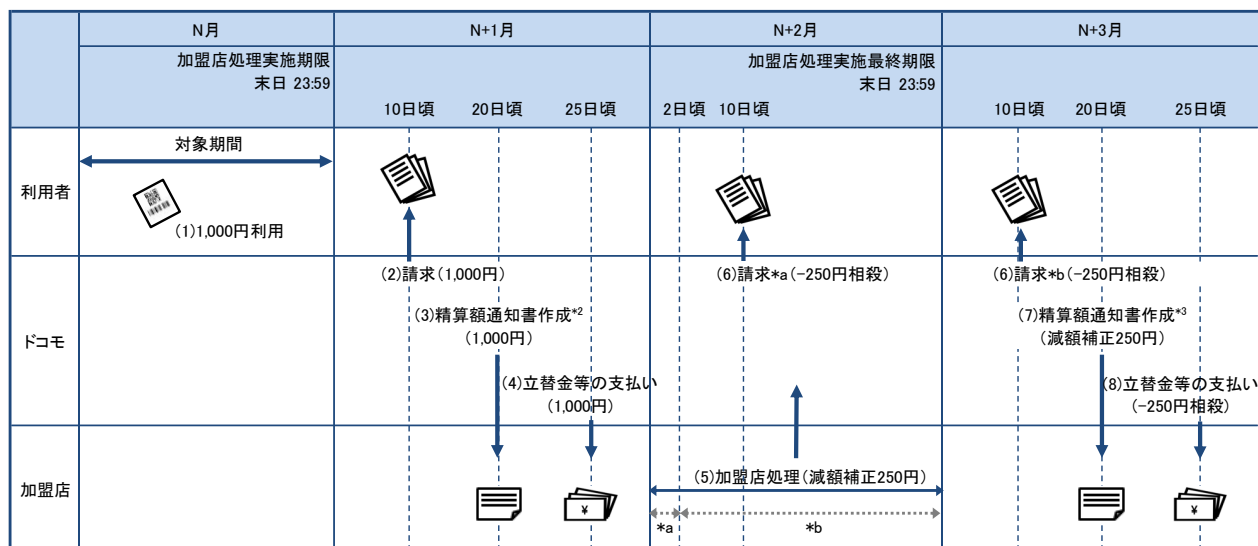


図 7.4-5 精算スケジュール(翌月末日～加盟店処理実施最終期限の加盟店処理)

- (1) 利用者は、N月に決済を行います。
- (2) ドコモは、N+1月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (3) ドコモは、N+1月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*2を加盟店に通知します。
- (4) ドコモは、N+1月25日頃に、立替金等の支払いを行います。
- (5) 加盟店は、N+1月末日～加盟店処理実施最終期限までに減額補正を行います。

*a N+1月末日～N+2月2日頃までに加盟店処理を行うと、利用への請求はN+2月10日頃となります。

*b N+2月2日頃～加盟店処理実施最終期限までに加盟店処理を行うと、利用への請求はN+3月10日頃となります。

- (6) ドコモは、N+2月10日頃に、お支払い方法が「電話料金合算払い」の場合*1は、請求代金を利用者に請求します。
- (7) ドコモは、N+3月20日頃に、立替金等を記載した精算額通知書*3を加盟店に通知します。
- (8) ドコモは、N+3月25日頃に、立替金等の支払いを行います。

*1 お支払い方法が「dカード」「その他クレジットカード」の場合、利用者への請求は各クレジットカード会社から行い、請求日などは異なります。

*2 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「03」となります。

*3 精算対象内訳ファイルの決済状態出力コードは「0F」となります。

8. dポイントの充当と付与

本章では、本サービスにおけるdポイントの充当(利用)と付与(進呈)について概要を説明します。

8.1 dポイント充当

8.1.1 dポイントの充当(利用)

利用者が決済時にdポイントを充当してお支払いを行う場合、1ポイント単位からご利用可能ポイントの範囲内で、1ポイント＝1円として利用することが可能です。dポイントは、利用者のどなたでもご利用が可能です。

8.1.2 ご利用ポイントの返還

dポイントを充当してお支払いした決済に対し、返金可能期限までに加盟店による取消処理、障害取消処理または減額補正処理が行われた場合、充当したdポイントは利用者に返還されます。

ただし、加盟店による取消処理、障害取消処理または減額補正処理が行われた時点で返還するポイントが失効していた場合、利用者へポイント返還は行われません(加盟店の取消処理、障害取消処理または補正処理は正常に行われます)。

- 1つの決済に対し複数のお支払い方法をご利用の場合における減額補正処理では、dポイント充当以外のお支払い方法から優先的に減額(返金)します。

8.2 dポイント付与

8.2.1 dポイントの付与

決済時に本サービスによるお支払い分としてご利用になった金額(税込)に応じ、dポイントを付与します。

- 「dポイント」「その他クレジットカード」によるお支払い分は、dポイントの付与対象外です。

8.2.2 付与ポイントの取消

dポイントが付与された決済について、加盟店による取消処理、障害取消処理または減額補正処理が行われた場合、付与されたdポイントは取り消されます。

8.3 加盟店処理による返還タイミング

加盟店処理によるdポイント返還の内容について「表 8.3-1 dポイント返還内容」に示します。

表 8.3-1 dポイント返還内容

加盟店処理	内容
取消/障害取消	加盟店からの取消要求または障害取消要求をドコモが正常に処理すると、利用者に返還され、「ご利用可能ポイント」が取り消される。
補正要求	加盟店からの減額補正要求をドコモが正常に処理すると、補正された金額に応じて算出したポイントが「ご利用可能ポイント」となり、利用者へ返還される。

- 正常に処理が行われ、付与または返還されるdポイントは、精算対象内訳ファイルや、売上管理抽出データファイルに、「付与ポイント数」として出力されます。

9. クーポン充当

本章ではクーポンの割引内容や機能の詳細について説明します。

9.1 クーポン種類

クーポンは2種類あり、割引率を設定する場合と割引金額を設定する場合があります。クーポンの種類を「表 9.1-1 クーポン種類」に示します。

表 9.1-1 クーポン種類

種類	説明	利用回数・期間	利用例
割引率指定	決済金額に割引率(%)を乗じた割引金額(1円未満端数切捨て)を決済金額から減算	指定可	10%クーポン例: 決済金額1000円に割引率10%が乗算され割引金額100円を算出。決済金額1000円から割引金額100円が減算され、割引後の請求金額は900円となる
条件付き割引額指定	条件を満たす場合、固定の割引金額(円)を決済金額から減算	指定可	決済金額1000円以上の場合100円クーポン例: 決済金額1000円から割引金額100円が減算され、割引後の請求金額は900円となる

- 利用期間は、翌々月末までの範囲で指定可能です。
- 割引率指定にて算出されるクーポンの割引金額が1円未満となる場合、クーポンは適用されません。
- 割引後の請求金額が、マイナスとなる場合は決済金額の全額がクーポン充当となります(マイナス請求とはなりません)。

9.2 クーポン適用対象

9.2.1 加盟店サイトへの適用対象

割引内容の詳細については加盟店ごとの個別のご案内となりますが、クーポンを適用できる対象は以下のとおりです。ただし、ドコモにて配布するクーポンの適用については加盟店での設定は必要ありません。

- IPID単位で適用可能
- サイトID単位で適用可能

9.2.2 利用者への適用対象

d払いアプリをご利用の利用者が対象です。d払いアプリの初期登録が完了している利用者に対し、配布開始日時分秒以降にクーポンが配布可能となります。

- クーポンに対応しているd払いアプリのバージョン(「iOS: 2.0.0」「Android: 2.00.0」)以降でご利用可能です。

9.3 クーポン充当による決済

利用者が配布されたクーポンをセット(設定)し、クーポンの対象店舗などで決済を行うと、決済金額(税込)から割引金額などが算出され、決済処理が行われます。

なお、決済処理を行う際、割引対象となるクーポンを複数セットしている場合、適用されるクーポンは1件のみで、割引内容が大きいクーポンから優先的に適用されます。対象クーポンを複数セットした場合の判定順は、以下のとおりです。

- (1) 決済金額から割引金額^{*}を減算した値の絶対値が小さいクーポン
- (2) 決済金額から割引金額^{*}を減算した値の整数が小さいクーポン
- (3) 利用期限が近いクーポン

- (*1)割引率指定の場合は、決済金額に割引率(%)を乗じた割引金額で判定します。
- 条件付き割引額指定などのクーポンでは、クーポン充当にて決済が行われた時点で条件を満たしている場合のみクーポン充当として決済処理が行われます。条件を満たさない場合は、クーポン充当なしでの通常の決済処理となります。
- クーポン充当の利用の有無は、d払いアプリのおトク情報(利用済み)画面にて確認できます。

9.3.1 複数クーポンの適用例

決済金額500円で決済を行う際、割引対象となるクーポンが複数セットされていた場合の適用例を「表 9.3-1 複数クーポンの適用例」に示します。

表 9.3-1 複数クーポンの適用例

決済金額	クーポン種類 ^{*2}	絶対値	整数	請求金額	適用	説明
500円	割引金額50円	450	450	450円	-	(1)絶対値[450]>[150]を比較 (2)整数[150]>[-150]を比較 ⇒割引金額650円のクーポンを適用
	割引金額950円	450	-450	0円	-	
	割引金額350円	150	150	150円	-	
	割引金額650円	150	-150	0円	●	

^{*2} クーポンの利用期間は、すべて同じ場合の例とします。

9.4 クーポン充当の取消

加盟店が返金可能期限までにクーポン充当の決済を取り消しすると、クーポンの利用は取り消され配布された状態に戻ります(利用回数としてカウントされません)。ただし、加盟店による取消要求/障害取消要求が行われた時点で、クーポンの利用期間を経過していた場合、取り消されたクーポンを再び利用することはできません。

9.5 クーポン充当の減額補正

9.5.1 減額補正によるクーポンの適用条件

クーポン充当された決済の減額補正要求は、加盟店から必要に応じ申請された「クーポン利用対象申請書」のクーポン決済補正区分^(*)の内容に基づき減額処理が行われます。加盟店が返金可能期限までに減額補正要求を行うと、決済時にご利用の基本となるお支払い方法(電話料金合算払い、d払い残高からのお支払い、dカード、その他クレジットカード)から減額(返金)されます。また、返還するdポイントがある場合は、有効期限内のdポイントを返還します。減額補正要求時におけるクーポンの適用について「表 9.5-1 減額補正要求のクーポン適用」に示します。

表 9.5-1 減額補正要求のクーポン適用

No.	クーポン決済補正区分	内容
1	クーポン再適用 & 再計算	決済にて適用されたクーポンが減額補正後の金額にて再計算され、クーポンの適用有無および適用金額を算出します。 ※「条件付き割引指定クーポン」の条件により、クーポンの適用が取り消された場合、クーポンは配布された状態に戻り、利用回数としてカウントされません。 ※適用されたクーポンの取り消しにより、「基本となるお支払い方法」から増額される場合があります。
2	クーポン適用のまま補正	決済にて適用されたクーポンは、減額補正後の金額にかかわらず適用され、減額処理が行われます。 ※「0円」への減額処理が行われた場合においても適用されたクーポンは利用済みとなり、配布された状態には戻りません。

- 減額補正要求時、クーポンの利用期間が経過していた場合においても決済時に有効だったクーポンは適用対象となり、減額補正後の金額にてクーポンの適用有無および適用金額が設定されます。ただし、適用条件により、クーポンが取り消された場合は再び利用することはできません。
- (*1) 「クーポン利用対象申請書」にてクーポン決済補正区分を申請しない場合は「クーポン再適用 & 再計算」にて処理が行われます。
- BPサイトでは、売上管理の完了処理にて、クーポン充当の決済は「補正可能」の検索対象となりません。クーポン充当の決済に対しBPサイトでは減額補正は行えません。

9.5.2 減額補正による算出例

9.5.2.1 「クーポン再適用&再計算」による算出例

- 割引率指定クーポン

割引率指定「10%」クーポンが適用された決済金額「500円」に対して「300円」に減額補正した場合の例を「表 9.5-2 割引率指定「クーポン再適用&再計算」例」に示します。

表 9.5-2 割引率指定「クーポン再適用&再計算」例

処理	決済金額	適用クーポン	お支払い方法内訳		算出例
決済処理	500円	割引率指定「10%」	クーポン充当	50円	決済金額 × 10%
			電話料金合算払い	450円	決済金額-クーポン充当
減額補正要求 (-200円)	300円	割引率指定「10%」	クーポン充当	30円	決済金額 × 10%
			電話料金合算払い	270円	決済金額-クーポン充当 ※再計算で「180円」減額(返金)

- 減額補正要求時の再計算により、基本となるお支払い方法(電話料金合算払い)から「180円」減額(返金)されます。

- 条件付き割引額指定クーポン

- (1) 条件付き割引額指定「500円」以上で「300円引き」クーポンが適用された決済金額「700円」に対して「500円」に減額補正した場合の例を「表 9.5-3 条件付き割引額指定「クーポン再適用&再計算」例1」に示します。

表 9.5-3 条件付き割引額指定「クーポン再適用&再計算」例1

処理	決済金額	適用クーポン	お支払い方法内訳		算出例
決済処理	700円	条件付き割引額指定 「500円」以上で 「300円引き」	クーポン充当	300円	決済金額 ≥ 500円【適用有】
			dポイント充当	300P	利用者が300ポイント保持、すべて利用するに設定
			電話料金合算払い	100円	決済金額-クーポン充当-dポイント充当
減額補正要求 (-200円)	500円	条件付き割引額指定 「500円」以上で 「300円引き」	クーポン充当	300円	決済金額 ≥ 500円【適用有】
			dポイント充当	200P	決済金額-クーポン充当 ※再計算で「100ポイント」返還
			電話料金合算払い	0円	決済金額-クーポン充当-dポイント充当 ※再計算で「100円」減額(返金)

- 減額補正要求時の再計算により、基本となるお支払い方法(電話料金合算払い)から優先的に「100円」減額(返金)された後、dポイントへ「100ポイント」返還されます。

- (2) 条件付き割引額指定「500円」以上で「300円引き」クーポンが適用された決済金額「700円」に対して「450円」に減額補正した場合の例を「表 9.5-4 条件付き割引額指定「クーポン再適用&再計算」例2」に示します。

表 9.5-4 条件付き割引額指定「クーポン再適用&再計算」例2

処理	決済金額	適用クーポン	お支払い方法内訳		算出例
決済処理	700円	条件付き割引額指定「500円」以上で「300円引き」	クーポン充当	300円	決済金額 $\geq$ 500円【適用有】
			dポイント充当	300P	※利用者が300ポイント保持、すべて利用するに設定
			電話料金合算払い	100円	決済金額-クーポン充当-dポイント充当
減額補正要求(-250円)	450円	条件付き割引額指定「500円」以上で「300円引き」	クーポン充当	×	決済金額<500円【適用無】
			dポイント充当	300P	※再計算によるポイント利用に変更無し
			電話料金合算払い	150円	決済金額-dポイント充当 ※再計算で「+50円」増額

- 減額補正要求時の再判定により、条件付き割引クーポンの適用が取り消しとなり、再計算にて基本となるお支払い方法(電話料金合算払い)が「150円」となるため「50円」増額されます。

9.5.2.2 「クーポン適用のまま補正」による算出例

- 割引率指定クーポン

割引率指定「20%」クーポンが適用された決済金額「500円」に対して「200円」に減額補正した場合の例を「表 9.5-5 割引率指定「クーポン適用のまま補正」例」に示します。

表 9.5-5 割引率指定「クーポン適用のまま補正」例

処理	決済金額	適用クーポン	お支払い方法内訳		算出例
決済処理	500円	割引率指定「20%」	クーポン充当	100円	決済金額 $\times$ 20%
			電話料金合算払い	400円	決済金額-クーポン充当
減額補正要求(-300円)	200円	割引率指定「20%」	クーポン充当	40円	決済金額 $\times$ 20%
			電話料金合算払い	160円	決済金額-クーポン充当 ※「240円」減額(返金)

- 減額補正後の決済金額に「20%」クーポンが適用され、基本となるお支払い方法(電話料金合算払い)から「240円」減額(返金)されます。

- 条件付き割引額指定クーポン

- (1) 条件付き割引額指定「300円」以上で「100円引き」クーポンが適用された決済金額「400円」に対して「200円」に減額補正した場合の例を「表 9.5-6 条件付き割引額指定「クーポン適用のまま補正」例1」に示します。

表 9.5-6 条件付き割引額指定「クーポン適用のまま補正」例1

処理	決済金額	適用クーポン	お支払い方法内訳		算出例
決済処理	400円	条件付き割引額指定「300円」以上で「100円引き」	クーポン充当	100円	決済金額 $\geq$ 300円【適用有】
			電話料金合算払い	300円	決済金額-クーポン充当
減額補正要求 (-200円)	200円	条件付き割引額指定「300円」以上で「100円引き」	クーポン充当	100円	決済金額 $<$ 300円【適用有】 ※「300円」以上の条件を満たさない場合でも適用
			電話料金合算払い	100円	決済金額-クーポン充当 ※「200円」減額(返金)

- 減額補正後の決済金額が「300円」に満たない場合でもクーポンが適用され、基本となるお支払い方法(電話料金合算払い)から「200円」減額(返金)されます。

- (2) 条件付き割引額指定「300円」以上で「100円引き」クーポンが適用された決済金額「400円」に対して「50円」に減額補正した場合の例を「表 9.5-7 条件付き割引額指定「クーポン適用のまま補正」例2」に示します。

表 9.5-7 条件付き割引額指定「クーポン適用のまま補正」例2

処理	決済金額	適用クーポン	お支払い方法内訳		算出例
決済処理	400円	条件付き割引額指定「300円」以上で「100円引き」	クーポン充当	100円	決済金額 $\geq$ 300円【適用有】
			dポイント充当	20P	利用者が20ポイント保持、すべて利用するに設定
			電話料金合算払い	280円	決済金額-クーポン充当-dポイント充当
減額補正要求 (-350円)	50円	条件付き割引額指定「300円」以上で「100円引き」	クーポン充当	50円	決済金額 $<$ 300円【適用有】 ※「300円」以上の条件を満たさない場合でも適用(決済金額の全額がクーポン充当として適用)。
			dポイント充当	0P	※「20ポイント」返還
			電話料金合算払い	0円	※「280円」減額(返金)

- 減額補正後の決済金額が「300円」に満たない場合でも「100円引き」クーポンが適用され、決済金額の全額がクーポン充当として適用されます(「100円引き」クーポンが「50円」として適用され、マイナス請求とはなりません)。基本となるお支払い方法(電話料金合算払い)から「280円」減額(返金)された後、dポイントへ「20ポイント」返還されます。

10. 保守運用体制

本章では、本サービスの保守運用体制について説明します。

10.1 申込から利用開始までの手続き

本サービスの利用開始手続きを「表 10.1-1 利用開始手続き」に示します。

表 10.1-1 利用開始手続き

区分	No.	手順	作業区分	概要
申込	1	申込～契約締結手続き	ドコモ	契約締結に必要な申込書などをメールにて通知します。
			加盟店	以下の様式に必要な事項を記入し、ドコモ担当者へ提出します。 ・【d払い(バーコード決済)】様式1-1契約申込書兼変更依頼書.xlsx ・【d払い(バーコード決済)】様式1-2契約申込書(加盟店情報).xlsx ・【d払い(バーコード決済)】様式1-4通信要件表.xlsx
				(SFTPを利用する場合)加盟店にて公開鍵などを取得し、『公開鍵ファイル(OpenSSH形式)』をドコモ担当者へ提出します。
	2	「料率通知書」「加盟店規約」の通知	ドコモ	『料率通知書』『加盟店規約』に関するお知らせなどをメールにて通知します。
	3	各種通知書の送付	ドコモ	『BPログインID通知書』『加盟店情報等通知書』を郵送します。
設計	4	実装確認シートの提出	加盟店	加盟店システムの設計について『実装確認シート』に利用するインタフェースや処理シーケンスを記入し、加盟店管理者サイトより提出します。
試験	5	各種ドキュメントのダウンロード	加盟店	各種ドキュメントなどの最新版を加盟店管理者サイトよりダウンロードします。
	6	店舗情報の申請	加盟店	以下の様式に必要な事項を記入し、加盟店管理者サイトより提出します。 ・【d払い(バーコード決済)】様式1-3契約申込書(店舗情報).xlsm
	7	接続試験の実施	加盟店	『接続試験手順書』に従って接続試験を行います。 ※接続試験結果は加盟店管理者サイトより提出します。
	8	接続試験結果の確認	ドコモ	接続試験の確認後、確認結果を通知します。
運用	9	サービス開始	加盟店	加盟店管理者サイトより、サービス開始日の登録後、任意のタイミングで商用サービスを開始します。

- 加盟店-ドコモ間の契約形態などに応じて手続き内容や手順、ご提出の様式などが異なる場合があります。その場合、個別にご案内します。
- 申込などの手続きが完了し加盟店システムの構築に際し「実装確認シート」を提出する必要があります。
- 加盟店は接続試験を実施し、結果をドコモに提出する必要があります。接続試験の詳細は『d払い(バーコード決済) 接続試験手順書』を参照してください。

10.2 加盟店からのお問い合わせ

加盟店情報の変更や、システム関連など、本サービスに関する内容については、以下からお問い合わせください。

- 加盟店管理者サイト

「お問い合わせ一覧」⇒「新規投稿」にて、お問い合わせ*ください。

*お問い合わせの件名には、先頭に「【d払い(バーコード決済)】」を必ず記載して件名を入力してください。

10.3 利用者からのお問い合わせ

加盟店は、本サービスの利用および商品などに関しての問い合わせのために連絡窓口を開設してください。

10.3.1 商品などに関するお問い合わせ

利用者からの商品の返品などについての問い合わせは、加盟店(店舗)にて対応してください。利用者への加盟店問い合わせ先の開示方法について「3.7 利用者に表示される加盟店設定の値」を確認してください。

10.3.2 本サービスに関するお問い合わせ

本サービスのd払いアプリや、ドコモへのお支払いに関して、利用者から問い合わせを受けた場合は、以下の連絡先をご案内ください。

d払いお問合せダイヤル

0120-613-360

受付時間: 24時間・年中無休

※午後8時～午前9時については、ドコモの回線をお持ちのお客さまの「利用停止」のみの受付

10.4 サービス運用に関する連絡

本サービスの運用に関する加盟店への連絡は、加盟店管理者サイトに登録されている加盟店管理者および、加盟店担当者のメールアドレス宛に情報を送信します。加盟店担当者の登録がされていない場合やメールアドレスに誤りがある場合は、ドコモからの連絡を即時に受けることができません。加盟店担当者の登録やメールアドレスの確認を行う場合は、加盟店管理者に連絡してください。

- 送信したメールが複数回送信エラーになった場合は、該当のアカウントでのログインを一時的に制限する場合があります。また、該当のメールアドレスへの送信を中止します。

10.5 障害発生時の対応

10.5.1 ドコモのサーバに障害が発生した場合

ドコモのサーバに障害が発生した場合は、加盟店管理者サイトに登録されている加盟店管理者および、加盟店担当者のメールアドレス宛に情報を送信します。サーバは24時間体制で保守を行っていますが、営業時間外(平日10:00～17:30以外)に発生した障害の連絡、加盟店管理者サイトでの問い合わせの受付については、翌営業日の対応になります。

10.5.2 加盟店のサーバに障害が発生した場合

加盟店のサーバに障害が発生した場合、またはメンテナンスによるサービス停止を行う場合は、加盟店管理者サイトより連絡してください。

10.6 加盟店システムの変更

加盟店で大規模なシステム変更を行う場合、再度、接続試験を実施してください。

10.7 システムに関するお問い合わせ先

システム関連などの内容については、以下からお問い合わせください。

- 加盟店管理者サイト

「お問い合わせ一覧」⇒「新規投稿」にて、「システム関連」のカテゴリを選択し、お問い合わせ*ください。

*お問い合わせの件名には、先頭に「d払い(バーコード決済)」を必ず記載して件名を入力してください。

11. d払い(バーコード決済)加盟店基準

ドコモでは、本サービスをご利用いただくための加盟店基準を制定しております。

本サービスへの加盟を希望される法人(加盟店)は以下の基準をご確認頂きますようお願い申し上げます。

11.1 加盟店基準

1.基本方針

- (1) 本サービスに加盟される場合は、ドコモが事前に加盟店基準に基づく確認を行い、加盟の可否決定はドコモが行います。
- (2) 本サービスに加盟している限り、加盟店は加盟店基準を満たさなければなりません。
- (3) 加盟店基準は、あくまで目安であり、これらの基準を満たす事業者と加盟店契約締結することを約束するものではありません。
- (4) ドコモは、利用者ニーズ、社会情勢、法令を含めたドコモを取り巻く環境の変化及び本サービスの運営方針の変更等をふまえて、加盟店基準を変更することがあります。

2.倫理基準

加盟店は、事業運営、取扱い商材の表示において、以下の項目に抵触するものであってはなりません。

- (1) 法令違反又は犯罪その他の法令違反行為を推奨、肯定、もしくは助長する恐れのあるもの
- (2) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反しないこと
- (3) 健全な社会通念に照らし、青少年の健全な育成を妨げるもの
- (4) 社会通念上不適当と認められるもの
- (5) 特定の個人、団体を中傷したり、名誉を傷つけたりするもの
- (6) d払いユーザの利益を損ねるものや、ドコモの業務遂行上支障を来すもの、又はその恐れのあるもの
- (7) その他、以下の行為に該当するもの

悪質行為

- ・本来の目的とは異なる使い方による不正な行為(申請外商品の代金決済への利用など)
- ・利用者の十分な理解を得られていないまま、契約を締結させ、後に利用料金や入会金等を請求する行為
- ・現金等を得る目的でd払いを利用することを勧奨する行為及びこれに類する行為

3.加盟店基準

- (1) 資格、実績
 - ・ドコモが認めた場合を除き、加盟店は、原則として日本国内において法人格を有していること
 - ・d払いを利用する店舗は、日本国内に存在すること
 - ・加盟店は、原則として商品又はサービスの取引実績があること
- (2) 運用面

利用者の情報を適切に取り扱うなど、プライバシー保護に配慮した個人情報管理体制が確立されていること

(3) 技術面

ドコモとのシステム接続、売上データの送受信が可能な環境を構築、維持できる技術力を有していること

4. 禁止行為

加盟店が下記に違反している疑いがある場合、ドコモはd払いの提供を停止することがあります。

- (1) 換金を目的とする取引(又は決済)を行ってはならない
- (2) 架空取引又は加盟店自身による自己取引を行ってはならない
- (3) 売買契約又は役務提供契約を伴わない取引(又は決済)を行ってはならない
- (4) ドコモへ届け出た店舗/所在地以外で、d払いを利用してはならない
- (5) ドコモへ届け出る加盟店情報に虚偽の内容(変更の届出を含む)が含まれてはならない
- (6) d払いの提供を継続できないとドコモが判断するに相当な事由があるとき
- (7) 関連法令(例えば「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等)、関連ガイドラインを遵守した表示を怠ること

5. 取扱商材の基準

ドコモが認めた場合を除き、加盟店の取扱商材は、以下を満たす必要があります。

(1) 事前届出

加盟店は、販売する商材について、以下の項目をドコモへ事前に届出をして頂きます。

- ・業態
- ・取扱商品
- ・サービス概要
- ・その他ドコモが必要と認める事項

(2) 取扱禁止商材

倫理基準に反する商材、別表に定める商材。

(3) 許認可等を必要とする商材の取扱

販売にあたって資格・許認可が必要な商品を扱う場合、免許証・許可証のコピーの提出、又は許認可番号等を通知して頂きます。

6. 広告方法・内容等

(1) 広告方法

- ・いわゆる景品表示法等の広告に関連する法令を遵守すること
- ・利用者にとってわかりづらい表示とならないよう留意すること
- ・加盟店が販売又は提供する商品等について、利用者にあたかもドコモが販売、提供又は保証しているかのような誤認
その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと
- ・公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用しないこと
- ・利用者に商品等の利用の意思がないまま、d払いを利用させないこと

- ・利用者に対し、現金等を得る目的でd払いの利用を勧奨し、又は第三者をして勧奨させないこと
- ・商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、又は第三者をして提供させないこと
- ・加盟店は、利用者の承諾なく、利用者に対しd払いが利用できる旨の電子メールによる広告を行わないこと

(2) アクセプタンスマークの取扱い

- ・加盟店が、d払いの広告を行う場合、ドコモが指定する標識(又はアクセプタンスマーク)を表示すること
- ・加盟店契約を終了する際は、全ての標識、アクセプタンスマーク及びドコモが配備したd払いに関する物品を自らの責任をもって撤去し、ドコモの指示に従い返却又は廃棄すること

(3) 禁止媒体等

- ・違法なサイト、媒体において広告宣伝を行ってはならない
- ・公序良俗に反するサイト及び媒体、反社会的な行為を肯定又は礼賛する表現を用いたサイト及び媒体、異性紹介事業など出会いを目的としたサイト及び媒体において広告宣伝を行ってはならない
- ・仮想通貨、ポイントなどの利用権利を得ることを目的としたサイト及び媒体、電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト及び媒体(いわゆるインセンティブ広告)において広告宣伝を行ってはならない

7. その他の加盟店要件

- ・加盟店(実店舗)以外で利用可能な、加盟店の商品・サービス及び当該商品・サービスと交換することのできる商品・サービス等がサービスガイドラインの規定に則っていること。
- ・d払いを利用した取引において、決済処理が正常に完了した場合は、直ちに商品の引き渡し及びサービスの提供を行うこと。ただし、直ちに引き渡し又は提供することができない場合は、書面をもって引き渡し時期等を通知すること。
- ・d払いを利用した取引に関し、利用者に以下情報を提示すること。
 - ①加盟店名称及び所在地
 - ②加盟店の電話番号、電子メールアドレス等の照会窓口の連絡先及び受付時間
 - ③商品代金又は利用代金
 - ④代金の支払・受取時期及び方法
 - ⑤売買契約等の解約可否に関する事項

8. 禁止商材

禁止商材は社会情勢を反映して変更となります。加盟店が取り扱う商材に関し、ドコモが報告を求めた場合、加盟店は速やかに報告を行ってください。禁止商材について別表に示します。

別表

カテゴリ	内容
法令違反	銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定めに違反するもの、もしくは助長する恐れのあるもの。 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの。もしくは助長する恐れのあるもの。
	銃砲、刀剣類、武器、火薬等、人又は動物に対する殺傷能力があるもの
	麻薬、覚せい剤等のドラッグ、及びこれに類似する効果を生じる物質
	無限連鎖講、マルチ商法を行う、もしくはその恐れがあるもの
	偽ブランド品、その他模造品、個人情報、名簿等
	窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等の売買などを行う恐れのあるもの
	公職選挙法その他の法令諸規則に違反しているもの
公序良俗	公序良俗に反するもの。
	わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの
	非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与える恐れがあるもの
	賭博を行い又は富くじの売買などを過度に肯定、もしくは助長する恐れのあるもの 例えば利用者が偶然の結果に基づきポイント・景品その他の利益の得喪を争うもの、その他射幸心を煽るもの、投機的なもの、またはこれらに該当する恐れがあるもの
	人種、国籍、職業、性別、境遇、思想、信条、精神的・肉体的障害などによる不当な差別、もしくは差別を助長する恐れがあるもの
	国際親善を害する恐れのあるもの
	社会風俗に著しい悪影響を与える恐れがあるもの
その他	提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの。(提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含むが、これに限られない) 社会通念上不適当と認められるもの。 d払いユーザの利益を損ねるものや、ドコモの業務遂行上支障を来すもの、又はその恐れのあるもの。 特定の個人、団体を中傷したり、名誉を傷つけたりするもの。
	商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および乙が別途指定した商品、役務等
	対価が伴わない取引(寄附等)
	政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄附を求めるもの
	商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供するもの
	たばこ
	人体及び人体の一部
	市場価格と比較して著しく高価なもの
	予約販売等における前払い決済
	継続的な役務提供契約
	風俗営業法で定められる業態
	食品衛生法の適用を受けない業態(的屋、移動販売等)
	通常の飲食以外を目的とした飲食店(相席屋等)
	ドコモの提供するサービスを不当に否定又は中傷するもの
	その他ドコモが不適当と判断したもの

改版履歴

日付	版数	変更箇所	変更内容
2018年4月20日	第1.0版	—	初版
2018年10月19日	第1.1版	1.1	(追記)用語定義に「決済処理」を追記。
		3.3.1	(変更)電話料金合算払いについて、携帯電話料金の支払方法にJCBクレジットカードを利用している場合の制限が解除されたことに伴い、制限事項から削除。
		3.3.4	(訂正)dポイントの充当可能金額を上限「99,999円」に訂正。
		3.3.5	(訂正)ドコモ口座の充当可能金額を上限「49,999円」に訂正。
		3.4.1	(追記)「表3.4-1」ネットワーク暗証番号のロック解除について、「翌日00:00に自動解除」されることを追記。
		4.1	(追記)加盟店への提供内容について「表4.1-1」を追記。
		6.1	(追記)加盟店処理について、処理結果(各種ファイル)の確認までを含めた加盟店の処理が必要であることを追記。
		9.1.2 9.5	(追記)加盟店管理者サイトからのお問い合わせ件名に、「【d払い(バーコード決済)】」を必ず記載することを追記。
2018年12月7日	第2.0版	全体	(仕様追加)決済の提供方法に、加盟店が表示したQRコードをd払いアプリで読み取る新規の方法を「加盟店提示型」として仕様を追加。
		2.1	(変更)決済の提供方法について、利用者が表示したバーコードまたはQRコードを加盟店が読み取る既存の方法を「利用者提示型」として名称を追記。
		5.3	(仕様追加)決済処理における加盟店提示型について追記。
		7.1	(追記)立替払手数料について、消費税区分が非課税であることを追記。
2019年1月18日	第2.1版	1.1 3.7	(仕様変更)連絡情報を使用しない仕様変更に伴い、「連絡情報」の記述を削除。
		3.3.1	(変更)電話料金合算払いについて、新規の契約などにて約2～3ヵ月利用できない場合の制限が解除されたことに伴い、記述を削除。
		3.7	(仕様変更)「表3.7-1」利用者に表示される項目について、「連絡情報」からの記述を削除し、店舗マスタから表示される記載に変更。
		9.1.1	(追記)申込後、実装確認シートの提出および接続試験の実施が必要であることを追記。
2019年4月22日	第2.11版	9.1	(追記)申込から利用開始までの手続きを追記。
2019年8月30日	第2.2版	全体	(仕様変更)ドコモ口座が利用不可となる仕様変更に伴い、「ドコモ口座充当」の記載を削除し、基本となるお支払い方法に「口座払い」が追加となる仕様に変更。
		3.1	(仕様変更)「表3.1-2」「ISP契約なし」の利用者が可能なお支払い方法として「口座払い」を追記。
		3.5	(仕様変更)入出金連絡メールについて、「ISP契約なし」の利用者がドコモ口座を利用した場合、dアカウントに設定されているメールアドレス宛に送信されることを追記。
		7.1	(仕様変更)手数料の算出について、「ドコモ口座充当」を「口座払い」に変更。
2019年10月18日	第2.3版	3.3.2	(変更)ドコモ口座の受入限度額について、「50万円」を「100万円」に変更。
		1.1、3.5	(変更)入出金連絡メールに関する記載を削除。
		5.2、5.3 6.1	(仕様変更)処理要求インタフェースに「新決済確認要求」が追加となる仕様変更に伴い、内容について追記。

日付	版数	変更箇所	変更内容
2020年1月17日	第2.4版	3.2.1	(変更)利用者による初期登録のイメージを最新のイメージ画像に差し替え。
		3.5	(仕様変更)ISP契約ありの利用者に対するレシートメールについて、ドコモメールアドレスへの送信を、メッセージRを利用して送信する仕様に変更。
		3.5.2	(追記)獲得予定dポイントの内訳がレシートメールに表示されるイメージに変更し、「表3.5-3」No.7に内訳が表示されることを追記。
2020年4月17日	第2.5版	全体	(変更)「口座払い」について「d払い残高からのお支払い」に名称を変更。
		1.1	(追記)用語定義に「d払い残高」を追記。
		3.6.2 3.7	(追記)d払いアプリによるご利用明細の仕様変更に伴い、「履歴一覧」「詳細」について追記。
2020年7月17日	第2.6版	3.3.5	(仕様変更)「表3.3-5」充当しようとしているポイント(一部または全部)が、dポイントのご利用可能ポイントを超えている場合の利用制限について削除。
2020年11月26日	第2.7版	3.2	(仕様変更)d払いアプリリニューアルに伴い、最新の画面イメージに差し替え。
		4.4 9.1	(仕様変更)加盟店管理者サイトにて、サーバ間の接続先などの登録および変更が可能となることについて追記。
		5.2.2 5.3.2	(追記)決済依頼処理のフローおよび、トークン依頼・決済結果通知処理のフローにdポイント加盟店の場合の処理順を追記。
		全体	(仕様変更)クーポン機能における「クーポン充当」が利用可能となる仕様変更に伴い、内容および利用方法について追記。
2020年12月15日	第2.8版	1.1	(追記)用語定義に「クーポン」を追記。
		9	(仕様変更)クーポン充当について追記。
		3.3.2、3.3.3 3.3.4、3.3.5 3.3.6	(仕様変更)ISP契約なしでdアカウントの連絡先携帯電話番号が未登録の場合は利用制限となる仕様変更に伴い、記述を追記。
2021年1月15日	第2.9版	3.5.1	(仕様変更)処理要求時(減額補正要求・取消要求・障害取消要求)が行われた際のレシートメールの送信について、「22:00までに送信されなかった場合、翌日8:00頃からの送信」が廃止され、即時に送信される仕様変更に伴い内容を変更。
		3.6.2	(変更)「図3.6-1」ご利用明細(d払いアプリ)「詳細」にて「獲得dポイント」が表示されるイメージ画像に差し替え。
		3.6 6.1.3	(仕様変更)障害取消要求(決済処理の当月、翌月以降の障害取消要求など)において、ご利用明細に「キャンセル済」が表示される仕様変更に伴い、内容を変更。
		7.2.1	(仕様変更)精算額通知書の各項目計算方法「ドコモ口座」を、「d払い残高からのお支払い」に変更となる仕様変更に伴い「図7.2-1」を最新のイメージに差し替え。
		3.1	(追記)電話料金合算払いについて、料金プラン「ahamo」にて利用可能となることを追記。
2021年3月5日	第3.0版	3.3.1	(変更)ISP契約あり/なしの利用者について、「ドコモ回線dアカウント/キャリアフリーdアカウント」名称を変更。
		3.3.1	(追記)利用制限について、料金プラン「ahamo」を契約していない場合を追記。
		3.5.1	(追記)ドコモ回線dアカウントでahamoインターネット接続サービスの場合はレシートメールをSMSで送信することを追記。
		3.5.1	(訂正)「表3.5-1」2019年1月以前に利用可能であったiモードのレシートメール送信についての記載を削除。
		10.3.2	(変更)本サービスに関する利用者からのお問い合わせ先について、「ドコモ インフォメーションセンター」→「d払いお問合せダイヤル」に変更。
2021年5月21日	第3.1版	3.1	(追記)「表3.1-2」利用者へのPush通知について追記。

日付	版数	変更箇所	変更内容
2021年7月16日	第3.2版	1.1、4.4、5.4、6.3、7.2	(追記)加盟店管理者サイトにて、精算額通知書のダウンロードや、ファイルダウンロードが可能であることを追記。
		3.1	(追記)ビジネスdアカウントについて、利用不可であることを追記。
		3.7.1	(追記)加盟店が設定した決済内容について、dポイント履歴にも設定した内容が表示されることを追記。
		6.1.3	(仕様変更)障害取消処理における加盟店注文番号での要求について、決済日から4日以内のみ受け付ける仕様に変更。
2021年10月15日	第3.3版	1.1、6.1	(追記)加盟店管理者サイトにて、売上管理(決済状態の確認)が可能であることを追記。
		3.6.3	(仕様変更)ご利用明細の利用履歴について、当月を含む6ヵ月分→16ヵ月分の表示となる仕様変更に伴い、内容を変更。
		6.2.2 8.1.1 9.5.1	(仕様変更)立替払の対象として確定した請求代金について、やむを得ない事由により取消処理、障害取消処理および減額補正処理を実施する場合、返金可能期限まで処理が可能となる仕様に変更。
		7.2	(仕様変更)精算額通知書の項目に「その他手数料」が追加となる仕様変更に伴い、「図7.2-1」を最新のイメージに差し替え。
2021年11月29日	第3.31版	3.6.2	(仕様変更)d払いアプリの履歴一覧について、当月を含む過去6ヵ月分→16ヵ月分の表示となる仕様変更に伴い、内容を変更。
		6.2.2	(訂正)返金可能期限について、365日→180日に誤記を訂正。
		10.1	(変更)「表 10.1-1」No.7接続試験の実施について、記載内容を削除。
2022年3月7日	第3.4版	3.3.4	(仕様変更)その他クレジットカードでのお支払いについて、ご利用限度額をドコモが設定する仕様に変更。 (追記)同一のクレジットカード番号を短期間に他の利用者が利用した場合は利用制限となることを追記。
		3.3.4.1	(仕様変更)ご利用限度額(その他クレジットカード)について追記。
		3.6.3.1	(変更)ご利用明細画面のその他お支払い方法「ご利用限度額」について、「図3.6-2」を最新イメージに変更し、「表3.6-2」に追記。
		8.2.1	(仕様変更)その他クレジットカードでのお支払い分について、dポイント付与対象外となる仕様に変更。
2022年3月18日	第3.41版	3.3.2	(変更)d払い残高からのお支払いについて、1回のご利用可能金額が「1円～49,999(d払い残高の範囲内)」→「1円～d払い残高の範囲内」に変更。